

第2部

環境の現況と対策

第1章 福岡県環境総合ビジョンの概要

本県では、『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』を目指す「福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)」を平成 29(2017)年度に策定し、これまで各種施策を推進してきました。

その結果、令和3(2021)年度末時点で、当該計画で設定した 20 の指標のうち、12項目で目標を達成しました。一方で、国内外では様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、第四次計画を前倒しで見直し、4(2022)年3月に新たな福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)を策定しました。

1 位置付けと役割

県政運営の基本である福岡県総合計画(計画期間:令和 4(2022)年度からの 5 年間)を踏まえ、環境面に関する事項を実現していくためのものであり、以下の 2 つの役割を持っています。

- 本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

2 将来像と施策体系

環境・経済・社会の 3 つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

一方、地球温暖化(気候変動)やプラスチックごみ等、近年の環境問題を取り巻く状況は大きく変化していることに留意する必要があります。

このことから、環境の将来像を実現するため、相互に関連する 7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示した上で、全体として持続可能な社会を目指します。

【7つの柱のイメージ】



【7つの柱の目指す姿】

① 経済・社会のグリーン化

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

③ 脱炭素社会への移行

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

④ 循環型社会の推進

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

⑤ 自然共生社会の推進

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにもともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承

することができる社会。

⑦ 国際環境協力の推進

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

3 推進体制・進行管理

(1) 推進体制

- 福岡県における総合的な計画推進

PDCAサイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」(会長:副知事、委員:各部長及び教育長)を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

- 県民や事業者、行政等各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政(市長会、町村会、政令市)が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

- 地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

- 広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理

- 進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、さらに環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

- 環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中でも見直しを行います。

【環境総合ビジョン指標一覧】

柱	指標項目	目標	現状
経済・社会の グリーン化	「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 令和 8(2026)年度	2,374 事業所 令和 3(2021)年度当初
	新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	75 社・団体 (5年間累計) 令和 8(2026)年度	9 社・団体/年 令和 2(2020)年度
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 300 社 令和 8(2026)年度	累計 164 社 令和 2(2020)年度
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 令和 8(2026)年度	累計 37 件 令和 2(2020)年度
持続可能な社 会を実現するた めの地域づく り・人づくり	こどもエコクラブ登録団体数	200 クラブ 令和 8(2026)年度	143 クラブ 令和 2(2020)年度
	環境講座・環境イベント等の開催数	1,560 件 令和 8(2026)年度	1,043 件 令和 2(2020)年度
脱炭素社会 への移行	再生可能エネルギー発電設備導入容量	405 万 kW 令和 8(2026)年度	269 万 kW 令和 2(2020)年度
	家庭(1世帯当たり)における エネルギー消費量 ¹	23.3 GJ/世帯 令和 8(2026)年度	26.9 GJ/世帯 平成 30(2018)年度
	事業所(床面積当たり)における エネルギー消費量 ¹	1.04 GJ/㎡ 令和 8(2026)年度	1.13 GJ/㎡ 平成 30(2018)年度
	公共建築物等における木材利用量	累計 55,000 ㎡ 令和 8(2026)年度までの 5年間	累計 46,227 ㎡ 令和 2(2020)年度までの 5年間













¹ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJは、エアコン1台(2020年式、冷暖房兼用、冷房能力2.8kW)の1年間の消費電力量(815kW)の約1/3に相当する。

柱	指標項目	目標	現状
循環型社会の 推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 令和 7(2025)年度	176 千トン 令和 2(2020)年度
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 令和 7(2025)年度	510 千トン 令和元(2019)年度
	食品ロス削減県民運動協力店 (食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 令和 8(2026)年度	1,192 店舗 令和 2(2020)年度
自然共生 社会の推進	生物多様性プラットフォーム(ホームページ) のアクセス数	266,100 件 令和 8(2026)年度	177,391 件 令和 2(2020)年度
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 令和 8(2026)年度	39,980 人 平成 30(2018)年度
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 令和 8(2026)年度	41,545 ha 令和 2(2020)年度
健康で快適に 暮らせる生活環 境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の 向上・達成維持を 図る 令和 8(2026)年度	大気 (SPM、NO ₂ :100%) 水質 (BOD、COD:76.1%) DXN類 (大気、公共用水域水質、公共用 水域底質、地下水、土壌: 100%) 騒音 (航空機:97.6%、新幹線: 70.5%、自動車:96.2%) 令和 2(2020)年度
	河川及び海岸愛護団体登録数	700 団体 令和 8(2026)年度	511 団体 令和 2(2020)年度
国際環境 協力の推進	本県が行う国際環境協力の案件数	累計 27 件 令和 8(2026)年度	累計 14 件 令和 2(2020)年度
	本県が行う国際環境協力に係る研修への参 加者数	累計 315 人 令和 8(2026)年度	累計 231 人 令和 2(2020)年度

【環境総合ビジョンとSDGs 17のゴールとの関連】

柱	SDGs ゴール→ 施策の方向↓	1	2	3	4	5
						
1 経済・社会のグリーン化	経済・社会のグリーン化の推進		○	○	○	○
	グリーンイノベーションの推進		○	○		
2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進				○	○
	環境を考えて行動する人づくりの推進		○		○	○
3 脱炭素社会への移行	温室効果ガスの排出削減(緩和策)		○	○	○	○
	温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)					
	気候変動の影響への適応(適応策)	○	○	○	○	
4 循環型社会の推進	限りある資源の効率的な利用		○		○	
	資源循環利用の推進			○		
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	○	○	○	○	
5 自然共生社会の推進	生物多様性の保全と自然再生の推進		○	○	○	○
	生物多様性の持続可能な利用		○	○	○	
6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策		○	○	○	
	大気環境の保全			○	○	
	水環境の保全			○		
	土壌環境の保全			○		
	化学物質等による環境・健康影響対策		○	○		
	その他の生活環境の保全			○		
7 国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進			○		
	民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進					

※7つの柱及び施策の方向に関連する主なSDGsゴールを示しています。

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
											
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					○		○		○		
○			○		○		○	○	○		○
○		○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○		○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
		○	○		○	○	○	○	○		○
○		○	○		○	○		○	○	○	○
		○	○		○	○	○		○	○	○
○			○		○	○	○	○	○	○	○
○					○	○		○	○		○
○			○		○	○			○	○	○
○			○		○	○			○	○	○
○			○		○	○	○			○	○
	○	○	○	○	○	○	○				○

第2章 経済・社会のグリーン化

第2章では、経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションを支援する取組について掲載しています。本県では、関連産業技術の実用化・普及促進や環境関連産業の振興、グリーンエネルギーの普及促進、環境に配慮した農林水産業の振興などのため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。
- 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

◆指標

指標項目	目標	計画策定時
「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 令和8(2026)年度	2,374 事業所 令和3(2021)年度当初
新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	75 社・団体 (5年間累計) 令和8(2026)年度	9 社・団体/年 令和2(2020)年度
特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 300 社 令和8(2026)年度	累計 164 社 令和2(2020)年度
リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 令和8(2026)年度	累計 37 件 令和2(2020)年度

第1節 経済・社会のグリーン化の推進

〔グリーン購入法〕

令和3(2021)年6月、地球温暖化への対応を経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。本県では、グリーン成長戦略で示された14の重要分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでいるほか、産業用ロボットやパワー半導体等、省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業も集積しており、これらの取組をさらに進めていく必要があります。

1 環境配慮型ビジネススタイルの普及

(1) エコ事業所応援事業

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、平成19(2007)年度から電気やガソリン使用量の削減などの省エネルギー・省資源の取組を促進する「エコ事業所応援事業」を実施しています。令和4(2022)年度当初で2,387の事業所が参加しています。

また、事業所における環境マネジメントシステムの取組を支援するため、エコアクション21の導入セミナーや認証取得に向けた無料のコンサルティング会を開催しています。

(2) グリーン購入法及びそれに基づく基本方針について

【環境保全課】

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12(2000)年度に循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして、「グリーン購入法」が制定されました。同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

国、独立行政法人及び特殊法人は、グリー

ン購入法第6条の規定に基づき、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めています。基本方針には、国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断基準についても規定しています。

(3) 九州グリーン購入ネットワーク

【環境保全課】

平成18(2006)年度に、県内におけるグリーン購入の取組を拡大することを目的として、企業、環境団体、消費者団体、行政等によって「九州グリーン購入ネットワーク・福岡」が設立されました。その後、活動範囲を九州全域へと拡大するため、20(2008)年度に「九州グリーン購入ネットワーク」へと名称を変更し、ネットワークの拡大を図っています。令和4(2022)年度当初で73団体・企業が会員となっており、グリーン購入の普及啓発活動や各種情報提供、研修セミナー、地域のエコ商品の紹介、環境学習支援・教材開発などの活動を行っています。

(4) リサイクル製品の利用促進

【循環型社会推進課】

再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県産リサイクル製品認定制度」について、その利用を促進して

います。(詳細は第5章に記載)

(5) 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入

【総合政策課エネルギー政策室】

本県では、市町村や民間事業者の取組を支援するため、再生可能エネルギー導入検討に必要となる日照時間や風況などの基本データをワンストップで提供する、全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」(URL:<https://www.f-energy.jp/search/>)の公開や、「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」の派遣などにより、民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入を促進しています。(詳細は第4章に記載)

(6) 福岡県公共工事生物多様性配慮指針

【自然環境課】

「福岡県生物多様性戦略」の生物多様性の保全と再生を図るという行動指針に基づいた施策の1つとして、本県が率先して「生物多様性に配慮した公共工事の推進」に取り組むことを目的とした「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定し、生物多様性を保全するために配慮すべき視点などを明確に示し、本県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものとなるよう、取組を進めていきます。(詳細は第6章に記載)

(7) 福岡県環境物品等調達方針

【環境保全課】

本県では、平成13(2001)年度に「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、県の全機関を挙げて環境に配慮した物品等の調達に取り組んでいます。

令和3(2021)年度の環境物品等調達方針では、19分類194品目について調達率100%の目標を掲げて取組を行い、その目標達成状況は、99.9%となっています。

福岡県環境物品等調達方針の
目標達成状況 (単位: %)

年 度	H30	R1	R2	R3
紙類	99.9	99.9	99.8	99.9
納入印刷物	99.8	100	100	100
文具類	99.9	99.9	99.9	99.9
オフィス家具等	99.9	99.5	99.8	99.8
画像機器等	100	99.9	99.9	99.9
電子計算機等	100	99.9	100	99.6
オフィス機器等	99.9	99.9	99.9	100
移動電話等	100	100	100	100
家電製品	100	100	100	100
エアコンディショナー等	100	100	100	99.4
温水器等	100	100	100	100
消火器	100	100	100	100
照明	100	100	99.9	100
自動車等	100	100	100	100
制服・作業服等	100	99.9	100	100
インテリア等	100	100	100	99.8
防災備蓄用品	100	100	100	99.8
設備	100	100	100	100
計	99.9	99.9	99.9	99.9

目標達成率の算定方法: 金額ベースで算定。

2 環境配慮型ライフスタイルの普及

(1) エコファミリー応援事業

【環境保全課】

家庭における地球温暖化対策を推進するため、電気やガス、水道、ガソリン使用量の削減などの省エネルギー・省資源の取組を促進する「エコファミリー応援事業」を実施しています。

エコファミリーの活動を支援するため、「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」を運用、アプリに登録したエコファミリーが、協賛店で割引等を受けることができるパスポートの取得や、アプリに掲載されている活動に取り組むポイントを貯めることで県産品の抽選に参加できる特典をもうけています。また、本アプリや「ふくおかエコライフ応援 book(福岡県環境家計簿)」を用いて、上半期(4月~9月)及び下半期(10月~翌年3月)における家庭での電気、ガス、水道、ガソリン等の使用量を報告した世帯に、抽選で協賛企業から提供いただいた賞品を進呈しています。

九州エコファミリー応援アプリ



(2) その他の県民参加型事業

【環境政策課】

【循環型社会推進課】

子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」や、プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を応援する「ふくおかプラごみ削減協力店」の登録、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減を推進する「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」の実施など、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めています。(第3部(資料)に年間を通じて募集している県民参加型事業の一覧表を掲載)

(3) 建築物・住宅の省エネルギー化

【建築指導課】

【住宅計画課】

省エネ性能や創エネ機器の効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進める「住宅情報提供推進事業」や、良質な住宅供給促進のための「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」、また「建築物省エネ法」「エコまち法」による新規・既存建築物の省エネ化促進などを通して、建築物・住宅における省エネルギー化の促進を図っています。(詳細は第4章に記載)

3 環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

(1) エネルギー関連産業の育成・支援

【総合政策課エネルギー政策室】

エネルギーに関する製品、技術等を紹介す

る展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村・事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進しています。

令和3(2021)年度は、市町村の再生可能エネルギー等の導入可能性調査に対し、助成を行いました。(助成件数2件)

(2) 洋上風力発電の導入と産業集積の促進

【総合政策課エネルギー政策室】

ア 洋上風力発電の導入促進

福岡県響灘沖が「再エネ海域利用法」に基づく洋上風力発電の「促進区域」に早期指定されるよう、関係者との意見交換会等を実施します。

イ 風力発電産業の集積

将来の成長が期待される風力発電産業の集積及び県内企業の参入促進に向け、産学官で構成する「福岡県風力発電産業振興会議」において、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における関連企業等のPRを行います。

ウ 風車メンテナンス技術者の育成支援

風力発電は風車の故障や不具合による稼働率の低下を防ぐため、適切なメンテナンスが不可欠です。しかし、国内における風力発電の導入拡大による風車メンテナンス技術者の不足が懸念されており、確保・育成が急務となっています。

本県では、離職者に対する公共職業訓練及び県内高等専門学校对学生に対するインターンシップを実施することにより、風車メンテナンス技術者の育成に取り組めます。

(3) エコタウン事業

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9(1997)年度に創設された制度です。

本県では、平成9(1997)年7月に北九州市が、10(1998)年7月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。(詳細は第5章に掲載)

(4) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課産業特区推進室】

〔総合特別区域法〕

平成23(2011)年12月、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、家電製品等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献し、アジアとともに発展することを目指しています。

本特区では、「都市環境インフラのパッケージ化によるアジア展開」、「環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築」、「資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成」、「アジアとのシームレスなビジネス環境の実現」の4つの柱に沿って事業を展開しています。

国による税制・金融面の支援に加え、本県による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援施策を講じてきました。

これらの取組により、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

引き続き、環境を軸とした産業拠点の形成に向けた取組を進めていきます。

産業用ロボット



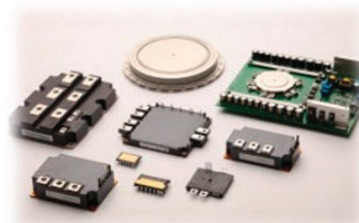
(5) グリーンデバイス開発・生産拠点の形成

【新産業振興課】

半導体市場は、デジタル化社会の進展に伴い右肩上がり成長すると予想されています。

特に、カーボンニュートラル実現の「鍵」とも言われる“グリーンデバイス”(省エネに直結するパワー半導体や低消費電力化を実現する半導体)に注目が集まっています。

半導体(グリーンデバイス)



県内には、ソニーや三菱電機など世界トップシェアを誇る企業をはじめ、約400社の半導体関連企業が集積しています。また、大学や高専、半導体分野の公的支援機関、半導体の輸出入拠点である福岡空港や北九州空港などが集積しています。

こうした強みを活かし、カーボンニュートラル時代の製造業を支える“グリーンデバイス”の一大開発・生産拠点を形成するため、令和4年2月に「福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点協議会」を設立しました。

本協議会の下、「製造業を支える半導体安定供給」「サプライチェーンの強化」「企業誘

致」「人材の育成・確保」の4つの柱に沿って各種事業を戦略的に展開し、拠点形成を推進していきます。

(6) 北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト

【自動車・水素産業振興課】

北部九州は、産学官が一体となったこれまでの取組により、年間 154 万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点到成長しました。

一方で近年、自動車産業は、脱炭素化の流れや「電動化」、「自動運転」といったCASE と呼ばれる技術革新など、100 年に一度といわれる大変革期を迎えています。

このような流れに対応するため、令和4(2022)年5月、産学官が一体となり、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASE に対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の4つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を策定しています。今後はこの構想の下、地元サプライヤーの電動化分野への業態転換の促進、自動運転といった次世代技術への参入支援、生産工場のカーボンニュートラルの促進などに取り組み、北部九州自動車産業のグリーン先進拠点化を目指します。

(7) 水素エネルギー

【自動車・水素産業振興課】

資源に乏しい我が国は、自前のエネルギー源と技術によってエネルギーの安定供給を図る必要があります。

水素は、①燃料電池を用いることでエネルギー効率がよく、②クリーンで(利用段階で排出するのは水のみ)、③多様な供給源がある(再生可能エネルギー、製鉄所・製油所からの副生ガス、下水処理場の活性汚泥、化石燃料等)というメリットを持ち、日本のエネルギー問題解決のキーテクノロジーとして期待されています。

また、水素は、製造、輸送・貯蔵、利用まで

の過程で数多くの企業が関連する裾野の広い産業です。我が国が得意とする「すり合わせ型」の技術を活かすことができるため、産業政策の観点からも国や地域経済の活性化にも貢献します。

さらに、水素は、災害に強い地域づくりに大きな役割を果たします。災害により系統電力が停止した場合でも燃料電池自動車(FCV)から、家庭や公民館・体育館などの災害時の拠点施設に給電できる分散型の電源として期待されています。

(8) 福岡県水素グリーン成長戦略

ア FCモビリティ普及と水素ステーション整備の一体的推進

【自動車・水素産業振興課】

本県では、地元の産学官が一体となって設立した「ふくおかFCVクラブ」を核に、FCモビリティの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進しています。

現在、安定的かつ大量の水素需要を見込める商用車の普及に期待が寄せられています。そこでFCトラックの県内における早期普及に向け、県トラック協会の会員事業者等において、FCトラックの導入を目指す研究会を実施します。

また、物流業界の脱炭素化に向けて、走行時にCO₂を排出せず、走行距離が長く、充填時間が短い FC トラックを導入する県内物流事業者に対し、導入費用の一部を補助する事業を実施します。

水素ステーションについては、候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行うほか、国補助金の案内を通じて民間事業者の整備を促進しています。

県庁水素ステーション



イ 水素エネルギーの実用化・産業化に向けた支援の強化

【自動車・水素産業振興課】

本県では、水素関連分野への参入や水素エネルギーの利用に意欲を持つ企業等からの相談に対応する「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」を開設し、アドバイザーによる助言や、九州大学との連携による研究者と企業とのマッチングを行っています。さらに、水素関連製品について情報提供を行う研究会の開催や製品開発への助成、人材育成に取り組んでいます。また、世界最先端の水素材料研究拠点「九州大学水素材料先端科学研究センター(HYDROGENIUS)」や、世界最高性能の試験設備を備えた水素関連製品試験施設「水素エネルギー製品研究試験センター(HyTReC)」を県内に有する強みを活かし、安全かつ低コストな製品の開発を支援するとともに、FCVや水素ステーションの規制見直しの加速や国際標準化へ貢献しています。

九州大学水素材料先端科学研究センター



水素エネルギー製品研究試験センター



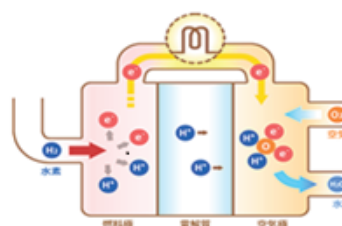
ウ 産学官による水素利用技術の実用化・産業化の加速

【自動車・水素産業振興課】

「九州大学次世代燃料電池産学連携研究

センター(NEXT-FC)」では、高効率な次世代型燃料電池の研究開発が進められています。次世代型燃料電池は、家庭用から業務用、大規模発電まで幅広い用途での活用が可能であり、市場の創出により、大きな経済・環境効果が期待されることから、早期実用化に向けた研究開発を推進しています。

※ 燃料電池
水素と空気中の酸素の化学反応により電気を作る装置（水の電気分解の逆の反応）。



※ 燃料電池自動車 (FCV: Fuel Cell Vehicle)
燃料電池で発電した電気を使いモーターで走る次世代自動車。走行時には水しか排出せず、燃料満タンにした状態で700km以上の走行が可能。



4 環境に配慮した農林水産業の振興

(1) 環境に配慮した農業の推進について

【食の安全・地産地消課】

本県では、環境に配慮した農業を進めるため、農薬の適正使用や、減農薬・減化学肥料栽培を推進しています。

減農薬栽培を推進するため、天敵を利用した防除体系の開発や、水稻種子の温湯消毒など化学農薬の代替技術の普及に取り組んでいます。

また、減化学肥料栽培では、たい肥投入による土づくりや有機質肥料の施用を推進しています。

こうした減農薬・減化学肥料栽培を更に進めるため、「ふくおかエコ農産物認証制度」を創設し、エコ農産物の生産拡大や販売拡大

のため、直売所や量販店などでのPRにも取り組んでいます。

(2) 環境に調和した林業の推進について

【林業振興課】

森林は温室効果ガスの吸収のほか、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった多面的な機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、健全な森林づくりを推進しています。(詳細は第4章に掲載)

(3) 環境に調和した水産業の推進について

ア 漁場の整備

【水産振興課】

本県には、外海性の筑前海、内湾性の有明海、内海性の豊前海の3つの海と筑後川、矢部川などの多くの河川や湖沼などの内水面があります。

本県では、それぞれの海域特性に合わせた漁場の整備や漁場環境の改善を実施しています。

筑前海においては、広範囲にわたる大規模な魚礁設置による漁場の整備や投石による藻場造成、増殖礁設置による幼稚魚の育成場の造成を行っています。

覆砂漁場に発生したアサリ



有明海や豊前海においては、漁場環境の悪化により生産性が低下した漁場の生産力を回復させるための覆砂を実施しています。

イ 資源管理型漁業

【水産振興課】

水産物は限りある資源であることから、無計画に取り尽くしてしまうと枯渇してしまいます。水産資源を持続的に利用していくためには、産卵期の魚介類を保護するための禁漁

期間の設定や、魚を獲る網の目合いを大きくし、小型魚は再度海に帰すといった、水産資源を管理しながら漁獲する資源管理型漁業の取組が重要です。そこで、本県では漁業者との協議や調整を図りながら資源管理型漁業を推進し、水産資源の持続的利用に努めています。

ウ 漁業者による藻場の保全活動

【漁業管理課】

沿岸の浅海域において、様々な海藻が繁茂する藻場は、アワビやサザエなどの漁場としてだけでなく、魚介類の産卵や育成の場としても重要です。しかし、近年、海藻の食害生物であるウニ類が増加しており、藻場が減少する要因となっています。

そのため、県内では、漁業者を主体とするグループが、ウニ類の除去や母藻の投入などによる藻場の保全活動に取り組んでおり、本県では、このような活動を支援しています。

漁業者によるウニの除去



5 税制のグリーン化

(1) 福岡県森林環境税

【林業振興課】

森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる機運の向上に向けた施策を実施しています。

(2) 産業廃棄物税

【循環型社会推進課】

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑

制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とするものです。本県では、平成 17 (2005)年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めています。

(3) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課産業特区推進室】

環境を軸とした産業の拠点化を目指すグリーンアジア国際戦略総合特区を推進するため、国による法人税の軽減措置に加え、特区に係る事業の用に供するため取得した建物及びその敷地に係る不動産取得税の課税免除を行っています。

(4) 自動車税

【税務課】

自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組を推進します。

第2節 グリーンイノベーションの推進

保健環境研究所では、県民の健康と環境を守るため、保健衛生及び環境保全に関する試験検査や調査研究等を行っています。得られた成果等は、保健・環境行政への科学的根拠として活用されるとともに、県民への情報提供も行っています。近年は、社会的にも関心が高いPM_{2.5}などの大気汚染や水質保全の調査研究に加え、気候変動や生物多様性などの課題にも取り組んでいます。また県リサイクル総合研究事業化センターと連携し技術開発に取り組んでいます。

その他、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センターにおいても、環境保全に関する取組を行っています。

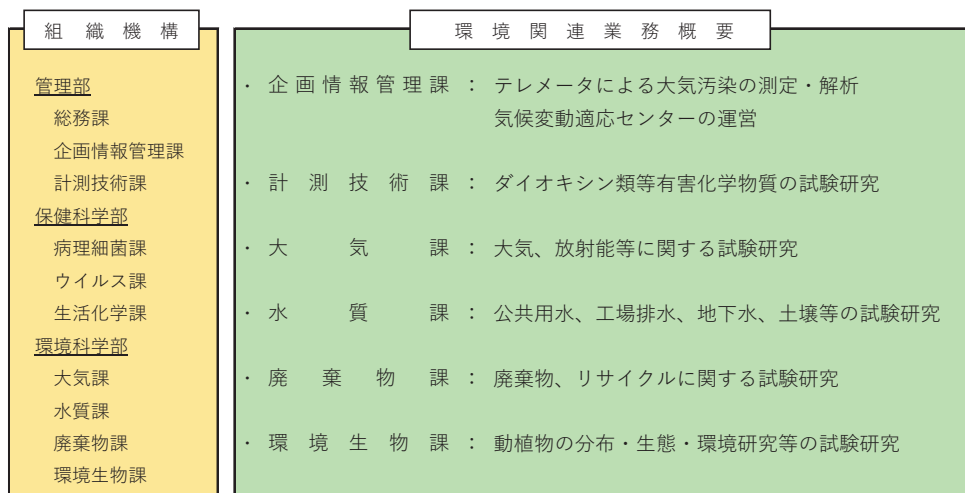
1 県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

(1) 保健環境研究所の取組

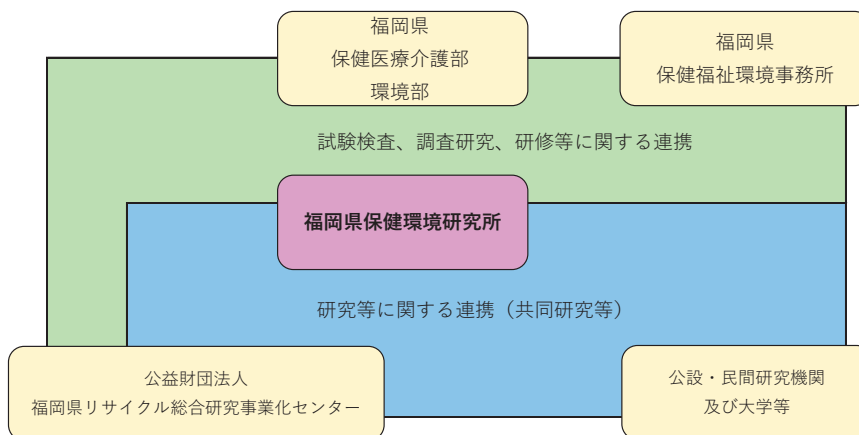
【保健環境研究所】

ア 保健環境研究所の概要

保健環境研究所の組織機構と業務概要



関係機関との連携



イ 保健環境研究所取組例

(ア) 大気シミュレーションモデルによる県独自予測情報の配信等

我が国における光化学オキシダントの環境基準達成率(令和元年度)は、一般環境大気測定局が0.2%、自動車排出ガス測定局が0%と極めて低い水準となっています。また、微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準達成率は改善傾向にはありますが、中国・四国地方の瀬戸内海に面する地域や九州地方の有明海に面する地域では依然として環境基準達成率の低い地域が存在します。

光化学オキシダントやPM_{2.5}の濃度削減対策を実施するためには、主要な発生源等を推定することが必要ですが、現状では推定できる発生源の種類が少なく、また越境汚染の判断や国内外の地域毎の寄与率などは定量的な推定が困難な状況にあります。

これらの課題を解決するため、保健環境研究所では、平成30(2018)年度から、気象データと大気汚染物質の排出量データを基に、大気汚染物質の化学反応や移流・拡散状況を計算する大気シミュレーションモデルを活用した大気汚染予測システムの研究開発を行っています。また、令和3(2021)年度からは、開発した大気汚染予測システムを用いて、県内(4地域別)における光化学オキシダントやPM_{2.5}の独自予測を毎日実施しています。

県では、保健環境研究所の独自予測で高濃度の光化学オキシダントやPM_{2.5}の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。(令和4年2月15日から開始)

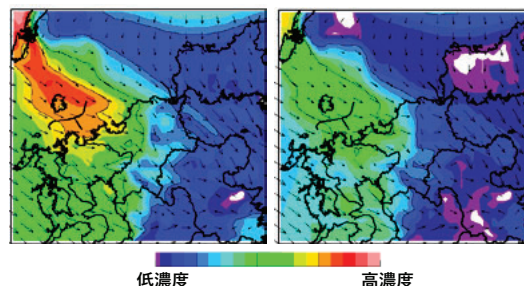
高濃度予測情報の配信イメージ



また、高濃度の光化学オキシダントが発生した際には、大気シミュレーションモデルによ

る解析結果も参考に、越境汚染の影響を判断しています。(越境汚染の影響が大きい場合には、工場等への排ガス削減要請を行わないこととしています。)

越境汚染の解析イメージ
(左:濃度分布、右:越境汚染寄与濃度)



今後も大気汚染予測システムの研究開発を進め、予測の精度を高めるとともに、県民に対してより詳細な大気汚染予測情報を提供することを目指します。

(イ) 全排水毒性(WET)における生物応答試験の簡易化に関する研究

全排水毒性(Whole Effluent Toxicity(WET))は藻類、甲殻類、魚類などの水生生物を用いた排水評価手法のことです。WETでは水生生物の生死、繁殖といった生物応答によって排水中の化学物質の影響を総合的に把握できるだけでなく、化学物質同士の複合影響を捉えることも可能です。米国では1995年頃からこのWET手法を用いた排水管理が導入されています。我が国では平成22(2010)年度より環境省において「生物応答を用いた排水管理(日本版WET)」が技術面と制度面で検討され、令和元(2019)年3月に「生物応答試験を用いた排水の評価手法とその活用の手引き」が公開されました。この手引きでは事業者の自主的な取組として日本版WETの活用方法が記載されています。しかし、日本版WETは高額な試験コストが問題視され簡易試験法の導入が望まれています。さらに生物応答試験として淡水種を用いた試験法が提案されていますが、我が国では海域へ排出される事業所も多く存在し、

淡水種では海域における影響評価ができないことも指摘されています。

そこで本研究では日常的な排水管理に用いるために日本版WETにおける生物応答試験の簡易化法と海産種を用いた試験の導入を目指し研究を実施しました。

簡易化法として藻類(ムレミカツキモ)を用いた簡易培養装置の開発などを行い、従来法と比較して試験結果に問題ないことを確認しました。さらに海産種として海産シアノバクテリアを用いた試験法を導入して化学物質の感受性試験を実施し、試験法として問題ないことを確認しました。また、甲殻類、魚類の簡易試験法として従来の短期慢性毒性試験からオオミジンコを用いた急性遊泳阻害試験、ゼブラフィッシュ胚を用いた魚類胚期急性毒性試験に変更して事業場排水評価を実施し、知見の集積を行いました。

本研究の成果は日常的な排水管理だけでなく突発的に発生する水質事故など「緊急時」における安全確認への応用や、動物(水生生物)と環境の健全性を評価できるツールとして福岡県が推進している「ワンヘルス」への活用が期待されます。



- ・藻類生長阻害試験(ムレミカツキモ)
- ・ミジンコ急性遊泳阻害試験(オオミジンコ)
- ・魚類胚期急性毒性試験(ゼブラフィッシュ胚)

(ウ) 英彦山ブナ林生態系の回復を目指した調査研究

英彦山は県内で最大面積を誇るブナ自然林とシオジ自然林を有しており、希少動植物が多く生息・生育する生物多様性が豊かな場所として、耶馬日田英彦山国定公園に指定されています。しかし、平成3(1991)年の台風19号による風害で、山頂や尾根付近に生育していたブナなどの高木が倒れてしまいました。その後も年々ブナの枯死が続き、かつて

見られた木深いブナ林の姿が消えつつあります。これに加え、英彦山の周辺ではシカの生息密度が増加しており、ブナの稚樹や希少種を含む多くの植物が食害を受けたり、裸地化が生じるなど、生態系の悪化に拍車がかかっています。そこで本県では、自然公園の生態系維持回復事業の一環でシカ防護柵の設置を行い、その効果を検証してきました。

これまでの研究から、潜在的なブナ林域内に、ブナなどの高木(=母樹)がほとんど残存していない衰退激甚エリアと、高木の枯死が目立つものの、かろうじて母樹が残存する衰退中程度エリアの2タイプが点在していることが明らかになり、それぞれのエリアで調査を行いました。

衰退中程度エリアでは、設置されたシカ防護柵の内外において、設置前1年間と設置後5年間にわたって林床植生調査を行いました。その結果、防護柵内では、外に比べて植物の種数と被覆率が有意に増加し、ブナやイヌシデ、コハウチワカエデなどのブナ林高木層を構成する樹種が順調に伸長していることがわかりました。一方の衰退激甚エリアでは、柵の設置後にシカが好んで採食するクマイザサが急速に勢力を拡大し、植物の種数は増加に至りませんでした。また、クマイザサの急速な繁茂はブナなどの樹木の成長を抑制することが予想されたため、下草刈りや土壌深10~15cm程度のかき起こしを行って植生を除去しましたが、これら除去実験の効果もあまり見られませんでした。さらに、衰退激甚エリアでは樹木の実生(芽生え)の発生数がもともと非常に少なく、柵の設置後にさらに発生数が減少する事態となってしまいました。しかし、地域の環境保全活動団体と協力して地域性種苗を植栽したところ、2年間で74%が生残するという好成績を示し、最大で46cm伸長した個体もありました。衰退激甚エリアでは、シカ防護柵の設置だけではブナ林が自然に回復する見込みが非常に低いことから、植栽による補完が必要であることがわかりました。

本研究の成果を踏まえて、今後も地域の保全団体等と連携しながらブナ林生態系の回復に向けた取組を支援していきます。

英彦山の潜在的なブナ林域と衰退激甚エリア及び衰退中程度エリアの位置と写真



(2) 環境保全に関する調査研究

研究機関名	主な調査研究の内容(研究期間)
保健環境研究所	マルチコプターを活用した新たな観測体制の整備とその応用(R3-5)
	気候変動による暑熱・健康等への影響に関する研究(R3-5)
	大気中ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤の分析法開発と汚染状況の把握(R4-6)
	大気シミュレーションモデルによる大気汚染対策効果の評価に関する研究(R3-5)
	生物応答試験と網羅分析の迅速化による化学物質スクリーニング法の開発(R4-6)
	堆積物微生物燃料電池を用いた閉鎖性水域の底質改善に関する研究(R4-6)
	福岡県内の河川におけるマイクロプラスチックの実態把握(R2-4)
	廃棄物の循環利用に関する研究(R3-5)
	産業廃棄物最終処分場における有害物質の挙動に関する研究(R3-5)
	環境DNAを用いた侵略的外来種検出法に関する研究(R2-4)
	里山の保全・再生に及ぼす野生動物の影響(R2-4)
	ワンヘルス・アプローチに向けた生態系把握への環境DNAの適用に関する研究(R4-6)
工業技術センター	高圧水素用長寿命ゴムの開発(R2-3)
	乾留技術を利用したタイヤ部材リサイクルの事業化研究(R2-3)
	バイオマス発電所焼却灰有効利用プロジェクト(R3-4)

研究機関名	主な調査研究の内容(研究期間)
農林業総合試験場	農産物及び土壌放射性核種のバックグラウンドレベルの監視(H27-)
	農地土壌炭素貯留等基礎調査(H29-R3)
	促成トマトにおける IPM 体系の構築(R1-3)
	バラ生産に適応した害虫管理技術の開発(R2-4)
	バイオマス燃料燃焼灰と鶏ふんを利用した肥料製造技術の開発(R2-3)
	木質バイオマス燃料燃焼灰と家畜ふんを利用した肥料製造技術の開発(R3-4)
	放置竹林拡大抑制技術の開発(R3-5)
	災害リスクを増加させない森林管理技術の開発(R3-7)
	樹木根系の分布特性の多様性を考慮した防災林配置技術の開発(H30-R3)
	シカモニタリング調査手法の高度化(R2-4)
	スギ花粉発生源調査(H18-)
	荒廃森林整備事業効果調査(H21-)
	雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査(H29-R3)
	無花粉スギの生産・増殖効率の改善(R2-6)
	松くい虫の防除に関する調査(S48-)
薬剤防除自然環境等影響調査(S52-)	
水産海洋技術センター	指定海域の水質基準達成状況の調査(S52-)
	赤潮発生に関する調査及び研究(S51-)
	藻場の変遷と増殖手法に関する調査及び研究(H29-)
	干潟域の生物生産に関する調査及び研究(H21-)
	覆砂等による干潟環境改善に関する調査(S62-)
	貝毒による被害防止に関する調査(S51-)
	県内主要河川等での水質環境及び生物分布に関する調査(S51-)
	河川における外来生物の駆除に関する調査(H14-)

2 事業者における技術開発の支援

(1) リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じた、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めます。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組めます。(詳細は第5章に掲載)

(2) 福岡県水素グリーン成長戦略会議

【自動車・水素産業振興課】

福岡水素エネルギー戦略会議は、平成 16 (2004)年 8 月に、本県と九州大学が中心となって設立されました。今年度からは、新たに福岡県水素グリーン成長戦略会議として、水素製造のイノベーションの推進、幅広い分野での水素利用の拡大、水素関連産業の集積を図っていきます。

第3章 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

第3章では、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの取組について掲載しています。本県では、今日の環境問題を解決するために、県民・事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境教育の推進や環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている社会。

◆指標

指標項目	目標	計画策定時
こどもエコクラブ 登録団体数	200 クラブ 令和8(2026)年度	143 クラブ 令和2(2020)年度
環境講座・環境イベント等の 開催数	1,560 件 令和8(2026)年度	1,043 件 令和2(2020)年度

第1節 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進

地球環境問題や廃棄物の問題など、今日の環境問題を解決するために、県民・事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるように努めています。

1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

(1) 地域環境協議会

【環境政策課】

地域環境協議会は、地域における地球温暖化対策・3R・自然共生の推進母体となって、地域の住民・事業所等と協働で地域の実情に応じた事業を行い、地域の活動の担い手を育成するため、各保健福祉環境事務所に設置されています。令和3(2021)年度は、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO等と連携して、環境イベントへの参画や水辺教室、学校や公民館等での地球温暖化対策の講演・講座、地域の特性に合わせた環境保全プロジェクトなど30事業を実施しました。

各地域環境協議会における環境保全プロジェクト

事務所名	プロジェクト名	内容
筑紫	自然体験活動	自然を活用した体験活動や自然観察会を開催し、生物多様性保全のための啓発等を行う。
宗像・遠賀	自然とともに生きていく人材育成プロジェクト イン テピカ	福津市手光ピオトープにおいて、自然観察会、環境整備・維持管理活動等を行い、環境を考えて行動する人材の育成を図る。
嘉穂・鞍手	生きものにぎわいの森づくり in 英彦山	英彦山をフィールドとして活用し、自然体験・環境教育イベントを実施する。
北筑後	生物多様性保全啓発事業	うきは市において、水辺教室や自然観察会を実施する。
南筑後	八女高校と連携したアサザ保全	八女高校と協働した系統栽培や観察活動を通じ、絶滅危惧種アサザの保全活動を行う。
京築	平尾台広谷湿原観察会・再生事業・リーダー育成事業	広谷湿原の希少植物の観察会や湿原再生のためのかき起こし作業を実施する。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

【環境政策課】

本県は環境関連の活動に顕著な功績のあつ

た個人、団体、企業又は地区について、その活動に応じ、環境保全功労者知事表彰、エコファミリー表彰、エコ事業所表彰、循環型社会形成推進功労者知事表彰、鳥獣保護功績者表彰及び環境美化推進功労者等知事表彰を実施しています。(詳細は第3部に記載)

(3) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

本県では、農林水産業への県民の理解促進を図るため、「いただきます！福岡の美味しい幸せ」を県民スローガンに掲げ、県産農林水産物を応援する「地産地消応援ファミリー」への登録を推進しています。また、飲食店では「地産地消応援の店」、企業や団体では「応援団体」への登録を働きかけることで、農林漁業の応援団づくりを進めています。

これらの取組により、「応援ファミリー」は令和3(2021)年度末現在で50,402世帯、「応援の店」は1,733店、「応援団体」は658団体に拡大しました。

また、体験を重視した交流等により、県民の理解促進を図っています。応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを、令和3(2021)年度には11回実施し、270人が参加しました。さらに、コロナ禍に対応した取り組みとして、オンラインによる農林漁業体験ツアーを初めて開催し、全10回のツアーで、延べ308人が参加しました。そのほか、まち(都市部)とむら(農山漁村)の交流を促進する団体等の活動支援では、3(2021)年度は22団体を支援しました。

(4) ちくご子どもキャンパス

【政策支援課】

自然豊かな筑後地域を学びの場として、NPO法人などの地域づくり団体や大学等が企画・運営する体験型学習プログラム「ちくご子どもキャンパス」のチラシ製作・配布を行っています。

プログラムの内容は、川で見つけた魚を記録し、指標生物表と照合しながら、川の水質について学んだり、田植えから稲刈り、しめ縄づくりを通して農業を体験したりします。また、専門家と一緒に筑後川河川敷でフィールドワークをし、昆虫について調査研究した結果を発表する「ちくご川子ども学芸員養成講座」(6回連続講座)は、平成29(2017)年度及び30(2018)年度と、2年連続で日本自然保護大賞に入選するとともに、30(2018)年度生物多様性アクション大賞の審査委員賞を受賞しました。

この活動を通じて、子どもたちが地元に着愛を持ってもらうこと、自然豊かな環境とともに大きく成長することを願っています。

(5) 河川・海岸清掃の推進

【河川管理課】

【港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」として、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録し、活動に対する報償、活動のための需用品の支給等により、その活動を支援しています。

2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

【環境政策課】

本県では、平成16(2014)年度から環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」(URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>)を開設し、本県が保有している環境に関する情報、イベント情

報等を公開し、各各主体の環境保全活動の促進を図っています。

ふくおか環境ひろば



(2) 環境月間

【環境政策課】

昭和47(1972)年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日が「世界環境デー」と定められました。また、環境基本法では6月5日を「環境の日」とし、国及び地方公共団体はこの趣旨にふさわしい事業を実施することを定めており、環境省では、環境の日を中心とする6月の1か月間を「環境月間」として呼びかけを行っています。

本県においてもこの環境月間に合わせ、広く環境保全についての関心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施しています。

令和4(2022)年度は、街頭啓発活動として福岡市中央区でキックオフイベントを開催するとともに、本県の環境関連事業の紹介パネルやリサイクル総合研究事業化センターの研究成果品等を県庁ロビーに展示する「環境月間県庁ロビー展」を実施しました。

環境月間の街頭啓発活動の様子



(3) 環境教育ガイド(データベース)の作成

【環境政策課】

学校等における環境教育の取組を支援する

ため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報を取りまとめ、「環境教育ガイド(データベース)」(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/envdatabase.html>)として県ホームページに掲載しています。

環境教育ガイド(データベース)



(4) NPO等との協働

【社会活動推進課】

NPO 等との協働を進めるため、NPO・ボランティアと企業、行政で構成する会議を開催し、協働を進めるにあたっての具体的な課題や目標について意見交換を行っています。

また、NPO 等から企業への協働の企画案を募集し、両者の面談の場を設定した上で、マッチングを実施しています。

(5) 災害廃棄物処理に係る連携

【廃棄物対策課】

災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。(詳細は第5章に掲載)

(6) 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」

【自然環境課】

希少野生生物や外来種等の情報、環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム(ホームページ)を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めます。(詳細は第6章に掲載)

3 持続可能な地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏

【環境政策課】

脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を生かした持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 地域づくり関連事業

【総合政策課エネルギー政策室】

【林業振興課】

環境に係る各分野における地域づくりを推進するため、次のような取組を行っています。(詳細は各分野の章にそれぞれ記載)

地域づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
再エネ・省エネ	エネルギーに関する展示会 エネルギーの地産地消支援	第2章
自然環境	森林づくり活動支援	第6章

4 環境に関する観光ブランドの推進

【観光振興課】

豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ北九州市や大牟田市などと連携して、環境関連施設に関する情報発信や同施設をめぐる修学旅行の誘致など、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組みます。

第2節 環境を考えて行動する人づくりの推進

[環境教育等促進法]

環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、各主体の行動への環境配慮を促進するものとして、今日、その重要性は、ますます高まっています。

中でも、人格形成過程にある子どもに対する環境教育は、その効果の大きさや、その後の取組の広がり期待できることなどから、特に重点的に取り組んでいるところです。

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

(1) 持続可能な開発のための教育（ESD）

【環境政策課】

平成 17(2005)年から始まった「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」の動きなどに対応するため、24(2012)年 10 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」が完全施行されました。

本県では、「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置付け、更なる環境教育の充実を図る取組を進めています。

(2) 義務教育における取組

ア 環境教育副読本等環境教育教材の作成

【環境政策課】

次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」(A4 判、52 頁、28,500 部)を作成し、県内の小学校 5 年生の児童に配布しています。

また、副読本を使用して環境教育を行う教員のため、副読本の内容を補完するデータや解説等を掲載した「環境教育副読本資料編」(A4 判、64 頁、2,000 部)を作成しています。

さらに、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度にかけて、地球温暖化対策に係

るワークブック(小学校 3・4 年生用、5・6 年生用、中学生用及び教員・保護者用)を作成し、学校や社会教育施設等での活用により、地球温暖化への理解を深めることで、家庭における地球温暖化対策への取組を促進することとしています。

環境教育副読本「みんなの環境」



地球温暖化対策ワークブック



3・4年生用



5・6年生用



中学生用



イ 総合的な学習の時間等の取組

【義務教育課】

県内の小・中学校では、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等をはじめ学校の教育活動全体を通して環境教育が行われています。

学校での取組では、樹木観察やネイチャークラフトを通して森林の働きの大切さや、河川等の生き物調査、水質調査や清掃等の活動を通して自然環境への認識を深め、環境保護について学んでいます。

また、古紙や空き缶、ペットボトル等の回収を通して、身の回りにある環境問題について考える活動も行っています。

(3) 高等学校における取組

【高校教育課】

高等学校学習指導要領(平成30(2018)年3月告示)で「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と明記されており、義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組や主体的な探究活動を進めています。

教科の学習として、地理歴史科において「地球環境問題」、「資源・エネルギー問題」、公民科において「私たちと社会」、「環境倫理」、理科において「生態系とその保全」、「日本の自然環境」などを学習し、環境問題について理解を深め、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒の育成を行っています。

また、総合的な探究の時間や課題研究において、環境に関する観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を行い、講演会や地域の環境保全に係る体験活動等を実施している学校もあります。

(4) 県立社会教育施設における取組

【社会教育課】

県立社会教育施設(社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」)では、小学生を対象とした環境教育学習会「空!山!海!ふくおか地球環境応援隊」を実施しました。この学習会では、各施設の特徴を活かした自然体験プログラムを通して、参加者が環境や環境保全についての理解を深め、自ら環境を保全しようとする意欲の向上と、最も身近な家庭において地球温暖化対策に取り組む実践的な態度の育成を図ることができました。

野外炊飯で出た生ごみを
堆肥にする活動の様子(令和元年度事業)



2 人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

【環境政策課】

福岡県環境県民会議は、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献することを目的に平成8(1996)年2月に設置されたものです。

平成25(2013)年8月には、「ごみと資源を考える福岡県民会議」と一本化し、それまでの地球温暖化防止が中心となっていた活動テーマを環境全般に広げました。

県民、事業者及び行政が一体となって福岡県環境総合ビジョンの推進を図っています。

福岡県環境県民会議で取り組んでいる
環境総合ビジョンに沿った活動テーマ

1. 地域づくり・人づくりの推進
2. グリーン化の推進
3. 環境保全に係る各構成団体の自主的取組の推進
 - (1) 脱炭素社会についての取組
 - (2) 循環型社会についての取組
 - (3) 自然共生社会・ワンヘルスについての取組
 - (4) 快適な生活環境の形成

(2) こどもエコクラブ

【環境政策課】

こどもエコクラブ事業は、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する事業です。

令和3(2021)年度は、県内で 168 クラブ、5,866 名の子どもたちがこどもエコクラブに登録し、リサイクル活動や環境調査など地域の中で自主的な環境保全活動・学習に取り組みました。

こどもエコクラブに対しては、協賛企業からクラブの活動に使用する物品の提供等の御協力をいただいています。

(3) 自然共生社会に関する啓発・環境学習

【自然環境課】

ア 環境ものさしの作成

平成 22(2010)年度に、淡水魚を使った環境ものさし(環境指標下敷き)を作成しました。

この下敷きを用いると、それぞれの魚がすむ環境の生物多様性の豊かさをポイント化し、計ることができます。

河川での自然観察会などで活用されており、子どもたちがゲーム感覚で生物多様性を理解することができるものとなっています。

イ 平尾台自然観察センター

平成 12(2000)年度に開館した北九州国定公園の平尾台自然観察センターは、カルスト台地の展示解説やジオラマ、ハイビジョンシアターなどを備えており、自然の仕組みや自然とのふれあいを学ぶ施設として多くの県民に利用

されています。また、センターでは野外観察会等を開催し、県民が平尾台の自然により親しめる機会を作っています。さらに、地元のボランティアとともに外来生物の駆除や散策コースの整備を行うなど、平尾台の環境整備を通じてボランティア意識の醸成にも貢献しています。

平尾台自然観察センター



ウ ふくおか生きもの見つけ隊の実施

県民の皆さんに、身近な自然に触れてもらうために、平成 26(2014)年度から小学生の高学年を主な対象とし、県民参加型生きもの調査「ふくおか生きもの見つけ隊」を実施しています。

平成 26(2014)年度は初級編としてツバメやカブトムシ、クマゼミなどの身近な自然で見かけることができる生き物 15 種類、27(2015)年度は中級編(里山)としてどんぐりやセミの仲間などじっくり観察することで種の判別ができる里山の生き物 19 種類、28(2016)年度は中級編(水辺と草地)としてカラスウリやカエルの仲間など22種類を調査対象種とし、28(2016)年 12 月時点で2,997人が参加、3年間の合計で9,488 件の報告がありました。

平成29(2017)年度は、引き続き調査対象の56種の生きものを調査するとともに、隊員を対象とした自然観察会を県内 3 か所で実施しました。

平成 30(2018)年度からは小学生を対象とした自然観察会を実施しています。

エ 地域環境協議会における取組

県内 6 か所の保健福祉環境事務所では、関係市町村や住民団体、事業者などの多様な主

体で組織する地域環境協議会を設置し、生物多様性に関する普及啓発事業や地域の生物多様性保全活動の推進などに取り組んでいます。

オ 市町村の取組

福岡市では、多様な生物の生息・生育場である今津干潟の環境を保全するため、地元小学生を対象としたカブトガニ産卵幼生調査を行っています。

また、久留米市などが、出前講座による生物多様性に関する普及啓発を行っているほか、地域の自然を活用した水辺教室などの自然観察会をはじめ、様々な取組が実施されています。

3 人づくりを支える人材・機会等の提供

(1) 環境教育に係る人材派遣制度

「ふくおか環境マイスター」「エコアドバイザー」「3Rの達人」の派遣等、環境教育に係る人材を派遣する制度を活用し、地域や学校における環境教育の推進を図っています。(第3部(資料)に制度一覧表を掲載)

(2) 人づくり関連事業

環境に係る各分野における人づくりを推進するため、次のような取組を行っています。(詳細は各分野の章に記載)

人づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
省エネ・脱炭素	エコファミリー応援事業 エコ事業所応援事業	第2章
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラごみ削減キャンペーン	第5章
水環境	生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布	第7章

第4章 脱炭素社会への移行

第4章では、脱炭素社会への移行に向けた取組について掲載しています。

地球温暖化は、気象災害だけでなく、熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、様々な分野で影響をもたらしています。このような温暖化の影響に対処するため、令和32(2050)年度に本県の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、温室効果ガス排出削減・吸収源対策である「緩和策」や気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に関する様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

◆指標

指標項目	目標	計画策定時
再生可能エネルギー 発電設備導入容量	405 万 kW 令和 8(2026)年度	269 万 kW 令和 2(2020)年度
家庭(1世帯当たり)における エネルギー消費量 ¹	23.3 GJ/世帯 令和 8(2026)年度	26.9 GJ/世帯 平成 30(2018)年度
事業所(床面積当たり)における エネルギー消費量 ¹	1.04 GJ/㎡ 令和 8(2026)年度	1.13 GJ/㎡ 平成 30(2018)年度
公共建築物等における 木材利用量	累計 55,000 ㎡ 令和 8(2026)年度 までの 5 年間	累計 46,227 ㎡ 令和 2(2020)年度 までの 5 年間

¹ GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJは、エアコン1台(2020年式、冷暖房兼用、冷房能力2.8kW)の1年間の消費電力量(815kW)の約1/3に相当する。

第1節 地球温暖化問題の現状

【環境保全課】

〔地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法〕

地球温暖化は、私たち人間の活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって引き起こされます。世界の年平均気温は、100年あたり0.73℃の割合で上昇しており、大きな社会問題となっています。

1 地球温暖化問題の概要

工業化以降、人為起源の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大量に排出されることで、地球温暖化がもたらされています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が排出されており、今世紀末の世界平均気温は、令和32(2050)年頃に二酸化炭素排出量が正味ゼロとなるシナリオでも、産業革命以前に比べ1.0～1.8℃上昇すると予想され、最も温室効果ガス排出量が多いシナリオでは3.3～5.7℃上昇する可能性が非常に高いとされています。

また、近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない異常気象による災害が発生し、本県においても地球温暖化が原因の一つと思

われる大雨による災害が平成29(2017)年度から5年連続で発生しました。地球温暖化は、気象災害だけでなく熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、様々な分野で影響をもたらしています。生態系の崩壊が進み、人と野生動物の生存領域が近接することで、新たな人獣共通感染症が発生するおそれもあることから、ワンヘルスの観点からも地球温暖化対策は重要な課題です。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策(緩和策)とともに、気候変動の影響を防止・軽減する対策(適応策)に積極的に取り組むことが求められています。

気候変動の影響

分野	予測される気候変動の影響
農林水産業	米の収量・品質の低下(白未熟粒の発生、一等比率の低下) 水ストレス増大によるスギ林の衰退 マアジ等の回遊性の浮魚類の分布や漁獲量の変化
水環境・水資源	水温の上昇 無降水・少雨が続くこと等による渇水の発生
自然生態系	ニホンジカの生息域の拡大 低温性の種から高温性の種への遷移
自然災害・沿岸域	短時間強雨の発生頻度の増加などに伴う水害の頻発化・激甚化 海面上昇や高潮等による浸水被害の拡大 土石流や地すべり等の発生頻度の増加や規模の拡大
健康	熱中症搬送者数の増加 暑熱による高齢者への影響
産業・経済活動	企業の生産過程、生産物の販売、生産施設の立地などへの直接的、物理的な影響
国民生活・都市生活	大雨、台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響 都市域でのより大幅な気温の上昇

【「気候変動影響評価書」(環境省)、「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」(農林水産省)を参考に県作成】



【出典:中央環境審議会 第129回地球環境部会資料(環境省)】

2 国際的な枠組みの下での日本の取組

(1)パリ協定

平成27(2015)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、令和2(2020)年以降の温室効果ガスの排出量削減等に先進国・途上国の区別なく、全ての締約国が参加して取り組むことに合意した、新たな国際枠組であるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、「平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされました。

令和2(2020)年からは、国際的な地球温暖化(気候変動)対策の取組として、本格的な運用が開始されています。

(2)気候サミット

令和3(2021)年4月には、米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が、12(2030)年を目標年とする「自国の貢献する決定(NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけました。

また、今後重要とされる10年間の取組、クリーンエネルギーへの移行、イノベーションの促進などについて議論が行われました。

(3)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

平成30(2018)年にIPCCは「1.5℃特別報告書」をとりまとめました。この報告書では、地球温暖化を1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量が令和12(2030)年までに45%

削減され、32(2050)年頃には正味ゼロに達する必要があることなどが示されました。

令和3(2021)年8月にIPCCが公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、温暖化は人間の影響であることは「疑いの余地がない」こと、たとえ1.5℃の気温上昇であっても高温などの極端現象の頻度や強度が増加することなどが示されました。

また、その後開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」ことや「2022年末までに各国の2030年の排出削減目標を強化」することなどを盛り込んだ決定文書「グラスゴー気候合意」が採択されました。

(4)日本の取組

我が国は、パリ協定に基づいて、平成28(2016)年度に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに基準年度(2013年度)比で26%削減する目標を掲げました。

平成30(2018)年度には、「気候変動適応法」が施行され、適応策が法的に位置づけられ、関係者が一丸となって適応策を強力に推進することが規定されました。

令和元(2019)年度には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すことが掲げられました。

令和2(2020)年度には、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

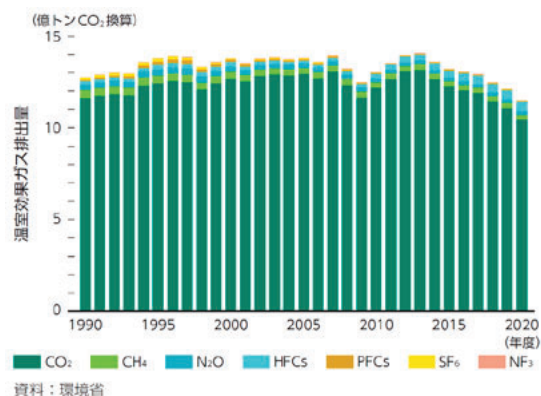
また、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討するため、「国・地

方脱炭素実現会議」が開催されました。

令和 3(2021)年 6 月には、「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域で、7(2025)年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつける方針が示されました。

令和 3(2021)年 4 月には、気候サミットにおいて、「日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことが表明されました。これを受け、6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正、公布され、10 月に我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進をはかるための国の総合計画である「地球温暖化対策計画」、エネルギー需給に関する国の中長期的政策の基本指針である「エネルギー基本計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されました。

日本の温室効果ガス総排出量



3 日本の温室効果ガスの排出状況

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、我が国のエネルギーを巡る環境が大きく変化し、原子力発電所停止による火力発電所の稼働増によって発電の際に発生する二酸化炭素が増加することとなりました。

日本の令和元(2019)年度の温室効果ガス総排出量*は、約12億1,200万トンであり、基準年の平成 25(2013)年度比で 14.0%減少(前年度比 2.9%減少)しています。

この要因は、省エネルギー等によるエネルギー消費量の減少に加え、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

*二酸化炭素換算量。以下同じ。

第2節 総合的な地球温暖化対策の推進

【環境保全課】

〔地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法〕

本県では、福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)に基づき、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、県民や事業者、行政といった全ての主体と連携し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進しています。

1 福岡県地球温暖化対策実行計画

本県は、国内外の動向、福岡県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギーの需給見通しを踏まえ、平成28(2016)年度に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

この計画では、令和32(2050)年度までに本県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比46%削減することを目標に

掲げています。

本計画を地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置づけ、県民、事業者、市町村などと連携・協力し、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策である「緩和策」と気候変動の影響を防止・軽減する対策である「適応策」を総合的・計画的に推進しています。

福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)の施策体系

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)	温室効果ガスの排出削減	
	再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進	再生可能エネルギーの導入の促進
		再生可能エネルギーの利用の促進
		水素エネルギー利活用の推進
	省エネルギー対策の強化	運輸(自動車)における取組
		家庭における取組
		オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組
		公共施設における取組
		農林水産業における取組
		脱炭素型の都市・地域づくりの推進
温暖化対策に資する取組の促進	循環型社会の推進	
	環境教育の推進	
	国際環境協力の推進	
CO ₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進		
吸収源対策	吸収源対策	
	森林の保全	
	都市の緑化	
	二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用	
	農地土壌炭素吸収源対策	
気候変動の影響への適応(適応策)	農林水産業に関する対策	
	水環境・水資源に関する対策	
	自然生態系に関する対策	
	自然災害・沿岸域に関する対策	
	健康に関する対策	
	産業・経済活動に関する対策	
	県民生活・都市生活に関する対策	
分野を横断した施策		

この目標を達成するためには、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、県民や事業者、行政といった全ての主体が連携し、積極的な取組を行う必要があります。

このため、地球温暖化対策やエネルギー政策を全庁的に推進する「福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議」、「福岡県エネルギー政策推進本部」及び「福岡県環境対策協議会」において、多岐にわたる地球温暖化対策の推進・進行管理に関する検討・調整を行うとともに、県内6か所に設置する「地域環境協議会」において、地域における地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、多様な主体との連携するため、環境審議会、環境県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、気候変動適応センター等を活用しつつ、県民、事業者、国、市町村、教育・研究機

関、NPO・民間団体との連携・協働により、計画の推進を図っています。

2 福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況

本県では、毎年度、取組の進捗状況の把握や、県内の温室効果ガス排出量の算定を行い、削減目標の達成状況を点検・評価するとともに、環境審議会、環境県民会議、省エネルギー推進会議に報告を行っています。

令和元(2019)年度の本県温室効果ガス排出量は4,630万トンであり、基準年度の平成25(2013)年度比で25.2%減少(前年度比3.0%減少)しています。(関連:第1部第1章表「福岡県の温室効果ガス総排出量」(3頁)参照)

福岡県の温室効果ガス総排出量

(単位:万t-CO₂)

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013年度) 排出量	前年度 (2018年度) 排出量	現況(2019年度)			削減目標 (2030年度)
			排出量	前年度比	基準年度比	
合計	6,187	4,772	4,630	▲3.0	▲25.2	▲46.0%
二酸化炭素	6,100	4,690	4,543	▲3.1	▲25.5	—
エネルギー転換部門 (発電所等)	65	44	37	▲15.2	▲42.6	—
家庭部門	1,009	499	477	▲4.4	▲52.7	—
業務部門 (商業・サービス・事業所等)	1,113	584	614	5.0	▲44.9	—
産業部門 (工場等)	2,247	1,916	1,857	▲3.0	▲17.3	—
運輸部門 (自動車・船舶等)	969	921	906	▲1.6	▲6.5	—
工業プロセス分野 (セメント製造等)	613	582	565	▲2.8	▲7.8	—
廃棄物分野 (一廃・産廃)	85	145	87	▲39.9	3.4	—
メタン	36	33	32	▲0.7	▲9.3	—
一酸化二窒素	44	41	46	12.4	5.7	—
代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	7	8	8	▲2.5	5.0	—

下表は、令和元(2019)年度の本県の部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を表したもので、温室効果ガス排出量については、基準年度の平成 25(2013 年)年度に比べ、家庭部門における 1 世帯当たりの排出量で 55.6%減少、業務部門における事業所床面積当たりの排出量で 45.9%減少、自動車部門における 1 台当たりの排出量で 9.0%減少しています。

また、電力の排出係数[※]の影響を受けないエ

ネルギー消費量についても、家庭部門における 1 世帯当たりの消費量で 28.1%減少、業務部門における事業所床面積当たりの消費量で 11.4%減少しています。

この要因は、国同様、省エネルギー等によるエネルギー消費量の減少に加え、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

福岡県における部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況

部門	削減目標 (2030 年度)		基準年度 (2013 年度)	2018 年度	2019 年度		
			排出・消費量	排出・消費量	排出・消費量	前年度比	基準年度比
全体	温室効果ガス排出量	▲46%	6,187 万 t	4,772 万 t	4,630 万 t	▲3.0%	▲25.2%
	エネルギー消費量	—	556 PJ	522 PJ	500 PJ	▲4.1%	▲9.3%
家庭	(1 世帯当たり)CO ₂ 排出量	▲69%	4,400 kg	2,065 kg	1,953 kg	▲5.4%	▲55.6%
	(同上)エネルギー消費量	▲37%	34.1 GJ/世帯	27.0 GJ/世帯	24.5 GJ/世帯	▲9.0%	▲28.1%
業務	(床面積当たり)CO ₂ 排出量	▲60%	176 kg	91.1 kg	95.3 kg	4.7%	▲45.9%
	(同上)エネルギー消費量	▲20%	1.24 GJ/m ²	1.12 GJ/m ²	1.10 GJ/m ²	▲1.9%	▲11.4%
自動車	(1 台当たり)CO ₂ 排出量	▲37%	2,629 kg	2,451 kg	2,393 kg	▲2.4%	▲9.0%

※1kWh 発電時に排出される二酸化炭素排出量。

第3節 温室効果ガスの排出削減に関する対策（緩和策）

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

本県では、温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進、家庭・事業者等における省エネルギー対策の強化、循環型社会の推進など温暖化対策に資する取組の強化、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量削減の推進に取り組んでいます。

1 再生可能エネルギーの導入促進

【総合政策課エネルギー政策室】

(1) 本県における再生可能エネルギーの導入状況

平成24(2012)年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されました。

本制度による認定を受けた県内の発電設備の導入容量は、令和3(2021)年度末現在、全国第7位(約291万kW)となっています。

本県による推計では、令和3(2021)年度末現在の再生可能エネルギー発電設備の導入容量は約299万kWとなっており、8(2026)年度末までに405万kWとする県総合計画の目

標達成に向け、順調に推移しています。

今後も、再生可能エネルギーの更なる導入促進に向けた各種の取組を推進していきます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度認定状況
(発電設備の導入容量(運転開始済み分))

順位	都道府県名	導入容量
1	茨城県	4,529,634kW
2	愛知県	3,345,831kW
3	千葉県	3,288,389kW
4	北海道	3,160,781kW
5	福島県	3,023,251kW
7	福岡県	2,906,497kW

(令和3(2021)年度末現在)

【出典:資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)から県作成】

福岡県内の再生可能エネルギー発電設備の導入容量

再生可能エネルギー発電の種類		導入容量(kW)		
		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
太陽光発電	10kW未満(住宅用)	547,695	581,233	618,892
	10kW以上(非住宅用)	1,594,225	1,730,552	1,794,527
風力発電		30,738	38,736	38,736
水力発電		23,478	23,478	25,734
地熱発電		0	0	0
バイオマス発電(※)		293,963	312,887	508,199
合計		2,490,098	2,686,886	2,986,088

【出典:県における推計値(資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)等を基に独自に推計)】

※廃棄物発電含む。また、導入容量については、設備容量にバイオマス比率を乗じて算出。

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

(2) 再生可能エネルギーの普及に向けた取組

ア 本県における率先導入

地域におけるエネルギー問題への意識改革を進め、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの導入を県内各地に拡げるため、県有施設への再生可能エネルギーの導入を率

先して進めています。

これまでに、水力発電設備を5か所(計14,600kW)に導入したほか、県有施設66か所(計1,096kW)に太陽光発電設備等を導入してきました。

イ 地域の特性を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築

地域の特性を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築を促進するため、本県では、令和3(2021)年度まで市町村が自ら又は民間事業者・NPO等と協働して行う再生可能エネルギー等の導入可能性調査に対する支援を行ってきました。

再生可能エネルギー等導入可能性調査支援実績
(直近3年間)

導入可能性調査	令和元年度	久末ダム小水力発電可能性調査事業	福津市
		ZEB 庁舎の実現に向けた再生可能エネルギー等導入可能性調査事業	糸島市
		既存公共建築物 ZEB 化可能性調査事業	久留米市
	令和2年度	山神水道企業団浄水場における小水力発電可能性調査事業	山神水道企業団
		乙石川での小水力発電導入可能性調査事業	朝倉市
	令和3年度	古賀市汚泥再生処理センター海津木苑(仮称)の地域防災機能の向上に向けた再生可能エネルギー導入可能性調査事業	古賀市
八女市における災害対応型再生可能エネルギー設備導入可能性調査事業		八女市	

このほか、県管理ダムの放流水を活用した中小水力発電の導入や、施設園芸において、竹チップの発酵熱を活用した暖房費の削減と発酵熱の収量が増加する技術の開発、工場において太陽光発電から水素を製造し、利活用する取組を行うなど、エネルギー地産地消モデルの構築に向けた幅広い取組を県において進めています。

ウ 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入

本県では、市町村や民間事業者の取組を支援するため、再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データ(日照時間・風況など)をワンストップで提供する、全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」(URL:<https://www.f-energy.jp/search/>)を平成24(2012)年7月から公開しています。

平成28(2016)年度から、県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援する「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業」を実施しています。

再生可能エネルギー導入支援
アドバイザー派遣事業の概要

- 1.対象者
県内に事業所を有する民間事業者、自治会、NPO法人等
- 2.対象事業
①再生可能エネルギーの導入検討
②既に導入している再生可能エネルギー設備のメンテナンス、安全対策の検討
- 3.対象分野
①太陽光発電(設備のメンテナンス、安全対策に係る相談に限る)、②小水力発電、③風力発電、④バイオマス発電・熱利用、⑤地中熱利用
- 4.利用料
無料(1案件につき原則2回まで)

また、本県では、分散型エネルギーに関する総合相談窓口を開設し、民間事業者等からの再生可能エネルギー導入に関する各種相談に対応しています。

さらに、県有財産の有効活用を図るとともに、民間活力による再生可能エネルギー導入を促進するため、県有未利用地や学校など県有施設の屋根を民間事業者に貸し付け、太陽光発電設備を整備する取組を行っています。

エ エネルギーに関する情報発信

本県では、ホームページ「ふくおかのエネルギー(福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト)」において、エネルギーに関する公募・助成情報や、セミナー・イベント開催情報などを発信しています。

エネルギーに関する最新情報については、ホームページ「ふくおかのエネルギー」(URL:<https://www.f-energy.jp>)で御確認ください。

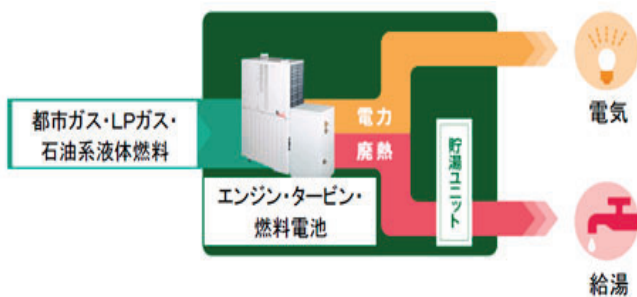
オ コージェネレーションの導入促進

コージェネレーション(熱電併給システム)とは、天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発

電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、給湯や冷暖房などに有効利用するシステムであり、令和3(2021)年10月に国が策定した第6次エネルギー基本計画においても、「エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つ」とされています。

本県では、システムの特長や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度などを紹介する民間事業者向けのセミナーを開催するなど、コージェネレーションの普及に向けた取組を推進しています。

コージェネレーションの仕組み



(3) エネルギー対策特別融資制度の運用

民間事業者においては、「電力コストの上昇」や「原油・原材料価格の高騰」などが経営上の懸念事項となっています。生産コストの低減や産業競争力の強化を図る観点からも、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入が必要とされていますが、その導入に当たって多額の費用を伴うことが課題となっています。

このような現状を踏まえ、本県では、24の取扱金融機関及び信用保証協会と連携して、中小企業者を対象とした「福岡県エネルギー対策特別融資制度」を運用しています。

エネルギー対策特別融資制度の概要

1. 融資対象者
県内に事業所を有する中小企業者
2. 融資対象設備等
省エネルギー設備
再生可能エネルギー設備
コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
建築物の省エネ改修
水素ステーション など
(県内に設置する場合に限る)
3. 融資限度額
再生可能エネルギー設備及び水素ステーション : 2億円以内
その他の設備等 : 1億円以内
4. 融資期間
再生可能エネルギー設備及び水素ステーション : 15年以内
その他の設備等 : 10年以内
5. 融資利率
1.1~1.3%
6. 保証料率
再生可能エネルギー設備、蓄電池、水素ステーション : 0.25~1.62%
省エネルギー設備、コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、建築物の省エネ改修 : 0.13~1.56%

(4) カーボンニュートラルポートの取組

【港湾課】

脱炭素社会の実現に貢献するため、県が管理する苅田港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化「カーボンニュートラルポート(CNP)」の形成を目指し、行政と企業等が連携して取組を進めています(詳細は第1部第2章に掲載)

2 再生可能エネルギーの利用の促進

【環境保全課】

公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。

令和4(2022)年度は、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進するため、地球温暖化対策に関する情報を広く掲載したポ一

タルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」
(URL : <https://www.ecofukuoka.jp>) を
改修し、利用促進に関する情報発信を行うこと
としています。



3 水素エネルギー利活用の推進

【自動車・水素産業振興課】

産学官が一体となった「福岡県水素グリーン成長戦略会議」を中核として、水素製造のイノベーションを推進するとともに、幅広い分野での水素利用の拡大を促進し、成長分野である水素関連産業の集積を図る、「福岡県水素グリーン成長戦略」を推進します。(詳細は第2章に掲載)

4 運輸における取組

(1) 電動車の率先導入

【環境保全課、自動車・水素産業振興課】

福岡県環境保全実行計画(第5期改定版)の目標達成に向けて、新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車等がない場合を除きすべて電動車等とし、2030年度までに公用車を全て電動車等にすることとしています。

また、電動車購入における補助金の案内や、電動車の展示・試乗会を実施し、電動車の普及・促進に取り組みます。

(2) エコドライブの普及・促進

【環境保全課】

ふくおかエコライフ応援サイトや県ホームページで、「急発進や急加速をやめる」など、環境負荷軽減に配慮した運転であるエコドライブの具体的な方法を示し、普及・促進を図っています。

(3) 交通の円滑化

ア 道路

【公園街路課、道路維持課、
道路建設課、警察本部】

本県の都市活動における二酸化炭素排出量の約2割を運輸部門が占め、運輸部門のうち、約9割を自動車が占めている状況であり、二酸化炭素排出量の削減が求められています。

円滑な交通を確保し、排出ガスの抑制を図るため、以下の交通環境対策に取り組み、省エネルギー化を推進しています。

- ・踏切での渋滞解消のための鉄道と道路の立体交差化
- ・幹線道路をはじめとする体系的な道路ネットワークの整備
- ・交差点の改良

警察本部交通管制センターでは、テレビカメラや車両感知器などにより、主要幹線道路の交通量や交通渋滞などの情報を収集するとともに、収集した情報をコンピューターで解析して信号機のコントロールを行うなど、交通状況に応じた最適な信号制御を行っています。また、渋滞情報や交通情報を交通情報板、ラジオ放送、カーナビゲーション、インターネット等を通じてドライバーに提供することにより、交通渋滞の軽減に取り組んでいます。

これらの対策により、

- ・交通渋滞による車両の停止回数が少なくなるため停止中や発進時に排出される排気ガスや騒音が減少する
- ・スムーズな車の流れを作ることにより走行時間が大幅に短縮する

など、エネルギーの省力化により、人・地球に優しい環境づくりを推進しています。

(4) 公共交通・自転車の利用促進

【交通政策課】

バスや鉄道などの公共交通は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が自家用車よりも少なく、自転車は、二酸化炭素を排出しないなど、ともに地球環境に優しい移動手段です。しかし、

モータリゼーションの進展等により自家用車利用が増え、都市部での交通渋滞や、公共交通の利用減少によるバスや鉄道の減便などが発生しています。

本県では、国、市町村、交通事業者等と連携し、公共交通網の整備、公共交通利用促進の啓発活動、自転車の活用推進等に取り組んでいます。

〔主な取組〕

- ・ 路線バス、コミュニティバス(デマンド交通を含む)維持・確保のための補助
- ・ 第三セクター鉄道等への安全輸送設備整備等に対する補助
- ・ 公共交通利用促進キャンペーンの実施
- ・ 県ホームページでの情報提供
- ・ 自転車の活用推進

(5) トンネル照明、信号機のLED化

【道路維持課、警察本部】

道路照明のLED化は、平成30(2018)年度で完了しており、新設の道路照明灯は原則としてLED照明を採用することでエネルギー効率の向上ひいては環境負荷の低減を図っています。

現在は、トンネル照明のLED化を推進しています。

公安委員会が管理する信号機のLED化は、平成30(2018)年度で全て完了し、環境負荷の低減を図っています。

5 家庭における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として、(一財)九州環境管理協会を「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」(温防センター)に指定しています。温防センターでは、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、以下の取組を行っています。

- ・ ホームページや広報誌による情報発信
- ・ 県民等からの照会・相談への対応
- ・ 学習教材や啓発資材の作成・貸出
- ・ 各種講師の派遣
- ・ 地球温暖化防止活動推進員の活動支援
- ・ うちエコ診断の実施
- ・ 環境家計簿の作成・普及
- ・ 温室効果ガス排出量の調査・算定

(2) 地球温暖化防止活動推進員

地域に密着した地球温暖化対策を進めるため、各市町村長からの推薦に基づき、福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。

家庭や地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、現在、92名の推進員が県、温防センター、市町村と連携し、県内各地で以下の取組を展開しています。

- ・ 環境学習会・研修会等の開催
- ・ 児童・生徒等を対象とした出前講座
- ・ 市町村主催イベント等でのブース出展
- ・ 地域住民等からの相談対応

地球温暖化防止活動推進員による街頭啓発活動

お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

【推進員の活動報告】<https://www.ecofukuoka.jp/advice/4121.html>



(3) エコファミリー応援事業

家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む県民をエコファミリーとして募集し、その活動を支援する「エコファミリー応援事業」を実施しています。(詳細は第2章に掲載)

(4) 省エネルギー型ライフスタイルへの転換に向けた情報発信

地球温暖化対策に関する情報を広く掲載したポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL: <https://www.ecofukuoka.jp>)を運用し、県の取組や家庭における取組の参考となる各種情報、県内の環境関連イベント情報などを掲載し、情報発信を行っています。

令和4(2022)年度は、特に若い世代に向け、脱炭素に向けた行動変容を促すため、啓発CMを制作し、街頭ビジョンやSNS等で配信することとしています。



(5) 住宅の省エネルギー化

【住宅計画課】

本県では、脱炭素社会に資する住まいづくりの促進のため、新築住宅、既存住宅の省エネルギー性能の向上や県産木材等を活用した木造住宅の普及に向けて、ZEHなどの省エネ性能の高い住宅に関する情報発信や既存住宅の省エネリフォームの促進などの取組を行っています。

<住宅情報提供推進事業>

県民の住宅における環境負荷低減の必要性の理解を深めるため、「生涯あんしん住宅」において省エネ性能や創エネ機器について展示し、効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進めています。

6 事業所における取組

(1) エコ事業所応援事業

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む事業所をエコ事業所として募集し、その取組を促進する「エコ事業所応援事業」を実施しています。(詳細は第2章に掲載)

また、事業所における環境マネジメントシステムの取組を支援するため、エコアクション 21の導入セミナーや認証取得に向けた無料のコンサルティング会を開催しています。

(2) 中小企業のための脱炭素化促進

【環境保全課】

平成22(2010)年度に県内中小企業等による省エネルギーの取組を促進する事業の実施を通じて、地球温暖化防止及び企業振興に貢献することを目的として、省エネ技術等保有企業、事業者団体及び行政機関等の26団体で構成する「福岡県省エネルギー推進会議」を設置しました。

以下の事業を県と共同で実施し、中小企業等のエネルギーコストの低減や温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

ア 省エネルギー相談事業

省エネルギー型設備・機器の導入又は現有設備の運用改善を検討している中小企業等の相談に応じ、運用面・投資面での助言や提案を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策の促進を図るため、省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設しています。

必要に応じて専門家を派遣し、現地相談を行っており、令和3(2021)年度は70件の相談を実施しました。

イ 脱炭素化情報発信事業

地球温暖化に関する情報を広く掲載したポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL: <https://www.ecofukuoka.jp>)を運用し、県の取組や家庭における取組の参考となる各種情報、県内の環境関連イベント情報な

などを掲載し、情報発信を行っています。

また、地域における省エネルギーの取組促進と環境ビジネスの拡大を図るため、省エネルギー技術等の機器展示を行うエコテクノの中で、環境保全に資する優良な技術・製品等を紹介する展示商談会を開催しています。

令和4(2022)年度は、中小企業の脱炭素化への取組の参考となるよう、事例集を作成し、公表することとしています。

ウ 脱炭素化人材育成事業

県内事業者を対象に、企業の経営層・経営スタッフを対象に環境経営に取り組むメリットや先進企業の事例紹介を行う講座、各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、国が実施する省エネ補助金の紹介や申請に向けた準備のポイントなどを解説する講座といった脱炭素に関する各種講座等を開催し、脱炭素に係る人材の育成を支援しています。

令和4(2022)年度は、補助金に関する講座の参加者を対象に、優れた ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の取組を行っている企業の現地視察等を実施することとしています。

講座の様子



エ 中小企業等省エネ支援補助事業

県内中小企業等の脱炭素化を推進するため、令和4(2022)年度は、省エネ診断を受診した中小企業等が、省エネ効果が期待できる既存設備の更新や機器の導入経費の一部を補助しています。

(3) 病院及び診療所の省エネルギー化の促進

【医療指導課】

病院及び診療所における地球温暖化対策の

取組を推進し、省エネルギー化を促進するため、温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対し助成を行っています。

7 公共施設における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県環境保全実行計画の概要

本県では、県自らが一事業者として環境保全に配慮した行動を行い、環境負荷の低減に取り組むため「福岡県庁環境保全行動計画」を策定し、平成10(1998)年度から知事部局で取組を開始しました。その後、対象機関を県の全機関に拡げた「福岡県環境保全実行計画」を策定、第2期～第5期に渡って取組を推進しました。さらに令和4(2022)年3月には、引き続き県自らが、地球温暖化対策等に率先して取り組んでいくため、第5期計画を改定しました。

(2) 福岡県環境保全実行計画の実績

第5期計画については、令和3(2021)年度の実績を次頁の表にまとめています。

令和3(2021)年度の実績は、新型コロナウイルス感染症対応業務のため、土日も含め庁舎稼働時間が増加したこと、又、平日においても感染症拡大防止のため業務中の外気取込回数増加による空調効率悪化などによる電気・都市ガスの使用量増加などのため、温室効果ガス総排出量が前年度より増加したものの、基準年度比では7.0%減少となりました。

(3) 計画推進に向けた取組

本県では、新たな目標達成に向け、令和4年度は、優先的に省エネ改修及び太陽光発電設備を導入すべき県有施設について調査を実施します。

令和5年度以降は、本調査結果を基に県有施設の省エネ改修及び太陽光発電設備の導入に重点的に取り組めます。

環境保全実行計画 令和3（2021）年度実績

重点取組項目	令和3年度実績	令和3年度増減率 (平成25年度比)	令和12年度 目標増減率 (平成25年度比)
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	110,823,455	-7.0%	-32%
電気使用量 (kWh)	141,900,931	0.9%	-32%
都市ガス使用量 (m ³)	3,038,813	27.7%	-32%
LPG・LNG使用量 (kg)	204,534	0.8%	-32%
A重油使用量 (L)	1,064,795	-35.9%	-32%
軽油使用量 (L)	616,714	-40.2%	-32%
灯油使用量 (L)	675,429	-34.4%	-32%
ガソリン使用量 (L)	4,762,826	-23.2%	-32%

※基準年度は原則、平成25年度(指定管理者分の基準年度は平成27年度であり、基準年度比についてはその分反映済み。)
 ※温室効果ガス総排出量は、取組の成果を適切に把握するために基準年度(平成25年度)の排出係数を用いて算定。

8 農林水産業における取組

(1) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

【林業振興課】

本県では、化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質チップを利用するため、木材チップパーや木質バイオマスボイラーの導入を推進しています。

木質チップの原料には、主に建築廃材や傷が入った低質材等が活用されますが、造材時に発生する梢端材や根元材等は、搬出コストがかかることから大部分が利用されず林地に残されています。

この林地残材の利用拡大を図るため、林業経営体を対象に研修会を実施し、令和3(2021)年度は51人が参加しました。研修会では、林地残材を活用する必要性や効率的な搬出方法などについて情報提供を行いました。

研修会の様子



今後も、林地残材の利用拡大に努め、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

(2) 農林水産物の地産地消

【食の安全・地産地消課】

地産地消は、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減にも寄与します。本県では、地産地消を推進するため、積極的に県産農林水産物を利用し、農林水産業を応援する「ふくおか農林漁業応援団」づくりを実施しています。(詳細は第3章に記載)

9 脱炭素型の都市・地域づくりの推進

(1) 持続可能な都市づくり

【都市計画課】

都市づくりにおいては、人口減少・超高齢社会の到来、地球環境の保全、財政上の制約など様々な課題に対応し、将来にわたって持続可能な都市を構築するために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「持続可能な都市づくり」が求められています。

本県では、都市づくりの基本的な方針を示し、今後の県や市町村が取り組むべき施策の考え方を示した「福岡県都市計画基本方針」(平成27(2015)年10月改定)に基づき、持続可能な都市づくりを推進しています。

(2) 建築物・住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

ア 建築物の省エネルギー化の促進

【建築指導課】

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

我が国における全エネルギー消費量のうち、3割以上を建築物部門が占めており、産業、運輸部門が減少する中、建築部門の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められています。

本県では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「エコまち法」という。)の施行を通して、建築物における省エネルギー化の促進を図っています。

<規制措置>

建築物省エネ法により、一定規模以上の非住宅建築物の新築・増改築等については、省エネ基準の適合が義務化されています。

適合義務化の対象規模は、法改正(令和3(2021)年4月1日施行)により、延べ床面積300㎡以上となっています。

また、適合義務化の非住宅建築物を除く延べ床面積300㎡以上の建築物の新築・増改築等については、省エネ計画の届出書の提出が義務化されています。提出された省エネ計画が省エネ基準に満たない場合は、指示・勧告等により規制しています。これらの規制措置を円滑に施行するため、届出者等に対し、制度や評価方法、適合基準等についての説明や、省エネ性能を向上させる省エネ計画の作成方法についての指導・助言を行っています。

<誘導的措置>

建築物省エネ法及びエコまち法に基づき、建築物の新築計画が省エネ基準をより向上させた基準に適合しているか、既存建築物が省エネ基準に適合しているかについて、審査・認定業務を行っています。また、認定され

た計画については、建築行為が正しく行われたか報告を求めるなど、確実な履行に取り組んでいます。

イ 住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、長期優良住宅などの良質な住宅の供給促進、省エネルギー性など環境に配慮した住宅の普及促進や県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり」を目指しています。

<長期優良住宅普及促進事業>

長期優良住宅等の良質な住宅の供給促進のため、県内金融機関と提携し、一定の基準を満たした住宅を取得する方に向け、ローンの優遇制度「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」を実施しています。

<省エネルギー住宅普及促進事業>

脱炭素社会実現のため、県内中小企業等の技術力向上を行うとともに、耐震改修と併せた省エネ改修や耐震性のある住宅への省エネ改修を支援することで住宅の省エネ化を促進していきます。

10 温暖化対策に資する取組の促進

環境に係る各分野において、温暖化対策にも有効な次のような取組を行っています。
(詳細は各分野の章にそれぞれ記載)

温暖化対策にも有効な各分野の取組

分野	内容	詳細
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラごみ削減キャンペーン	第5章
環境教育	環境教育副読本 こどもエコクラブ	第3章
国際協力	アジア自治体間環境協力推進事業	第8章

11 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

【環境保全課、循環型社会推進課、 廃棄物対策課】

オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンについては、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に排出量が増加傾向にあり、冷凍空調機器の廃棄時のみではなく、使用中においても経年劣化等により冷媒フロン類が機器から漏れいするため、排出量が急増すると見込まれています。

このため、フロン排出抑制法に基づき業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制が図られてきましたが、機器廃棄時の冷媒回収率は4割弱程度に低迷しています。こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年6月に同法が改正され、2(2020)年から廃棄物・リサイクル業者に対する機器の引取制限が新たに規定されるなど、機器廃棄時の取組が大幅に強化されました。

県では、関係者に対し、法改正の周知を図るとともに、立入検査等によりフロン類の排出抑制に取り組んでいます。

また、ノンフロン製品本体の購入や買替えを支援する融資を行っています。

メタン、一酸化二窒素の排出抑制については、住民・事業者によるごみの分別の徹底を促進します。

第4節 温室効果ガスの吸収源に関する対策（緩和策）

本県では、大気中の温室効果ガスを吸収・固定するため、森林の保全、都市の緑化、二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用、農地土壌炭素吸収源対策に取り組んでいます。

1 森林の保全

【林業振興課】

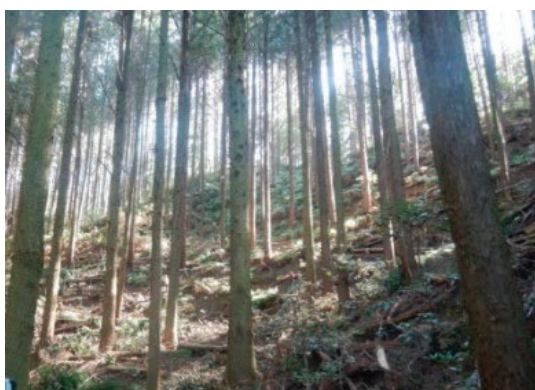
森林は木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、間伐などの森林整備を推進しています。

令和3(2021)年度は、福岡県森林環境税を活用した強度間伐等の取組が定着したことに加え、温室効果ガスの削減等に向け元年度から譲与が開始された国の「森林環境譲与税」を活用した間伐が進んだ結果、前年度に比べ13%増の3,353haの森林整備が実施されました。

今後も、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、適正管理を推進します。

強度間伐※直後の林内



また、森林を県民共有の財産として守り育てていくため、福岡県森林環境税を活用し、県民自らが企画立案し、実行する森林づくり活動への支援を実施しています。令和3(2021)年度は、森林ボランティア組織数が前年度に比べ4組織増加し、268組織となり、森林ボランティア参加者数は、前年度に比べ5,986人増加し、32,082人となりました。

今後も、森林を社会全体で守り育てるという気運の向上に向け、取組を推進します。

ボランティアによる植樹活動



2 都市の緑化

【林業振興課】

県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

令和3(2021)年度は、稲築志耕館高等学校内の中庭の緑地整備や、夜須高原記念の森における緑地空間の創出等を行いました。これにより、令和3年度の県有施設における緑化木の植栽本数は、1,483本となりました。

3 二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

(1) 公共建築物等における木材利用

【林業振興課】

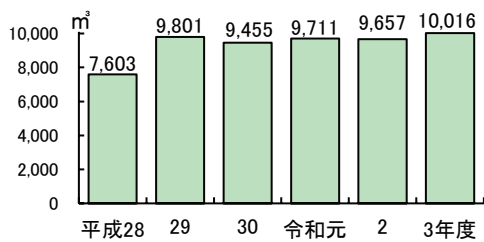
本県では、「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等の木造化や内装の木質化に向けた取組を進めるとともに、木材の良さを広く県民にPRするなどにより、民間建築物の木

※強度間伐:間伐率をより高く設定した間伐。

造・木質化を促進することとしています。

令和3(2021)年度は、太宰府交番の木造化に加え、香椎高校体育館の木質化などを行いました。これにより、公共建築物等における木材利用量は、前年度から 359 m³増加し、10,016m³となりました。今後も、公共施設における木造・木質化の取組を継続するとともに、民間の建築物においても県産木材の利用拡大に努めます。

公共建築物等における木材利用量



太宰府交番の木造化



(2) 木材利用に対する理解促進について

【林業振興課】

本県では、県産木材の需要拡大を図るため、民間や市町村施設の木造・木質化を推進しており、そのモデルとなる建築物を「福岡県木造・木質化建築賞」として表彰しています。

8回目となる令和3(2021)年度は、住宅や保育施設など 38 点の応募があり、その中から 10 点の建築物を表彰しました。

今後も木造・木質化建築の良さを県民に広く伝え、県産木材の利用を促進します。

第8回木造の部 大賞 「株式会社 Kotori works 事務所」



第8回木質化の部 大賞 「幼稚園型認定こども園 おひさま くるめようちえん」



(3) 県産木材等を活用した木造住宅の普及

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストック形成」を目指しています。

<ふくおか県産材家づくり推進助成事業>

再生可能な資源である木材を活用し、省エネルギー性や耐久性など一定の基準を満たした長期優良住宅を支援することで木造住宅の供給を推進しています。

4 農地土壌炭素吸収源対策

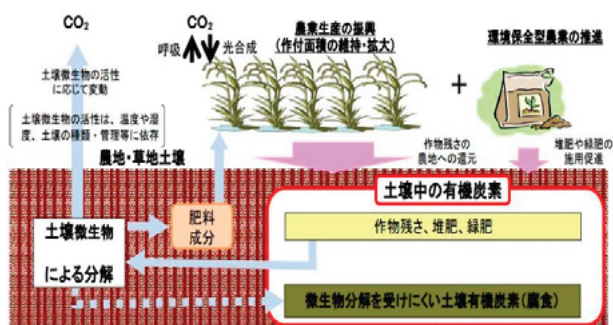
【食の安全・地産地消課】

堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解され、一部は大気中に放出されますが、一部は土

壤中に貯留され、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

本県では、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用するなど、その取組を支援しています。

農地・草地土壌の炭素収支モデル



【資料：農林水産省「農業分野における気候変動・地球温暖化対策について」(平成30年3月作成版)】

第5節 気候変動の影響への対応（適応策）

本県では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、高温に耐性のある農作物の品種開発や普及、治水・治山・砂防・道路防災などの自然災害対策等に取り組んでいます。

1 農林水産業に関する対策

(1) 温暖化に対応した品種の開発

【農林水産政策課、水田農業振興課】

県農林業総合試験場では、競争力が高く、かつ気候変動に対応した新品種の育成に取り組んでいます。これまでに、高温に強い米の品種として、「元気つくし」、「実りつくし」を育成しました。導入実績(令和3(2021)年産)は、それぞれ、6,430ha(19%※)、440ha(1%※)となっています。今後も、米をはじめ果樹等の品目でも高品質で高温に強い特性を持つ品種の開発に取り組めます。

※ ()内の割合は、令和3年産県内水稲作付面積34,600haに対する割合

(2) 気象情報に基づく技術対策情報の提供

【経営技術支援課】

農業は、大雨や少雨、台風等の気象の影響を受けやすく、被害の発生が農家所得の減少に直結します。そこで、本県では、気象情報を基に、必要に応じて技術対策情報を発信しています。

令和3年度に県内に発表した情報等の状況

発表月日	情報の名称
5月17日	長雨・日照不足に関する技術対策
6月25日	高温及び梅雨期の大雨に対する農作物等への技術対策
7月21日	高温・少雨に伴う農作物等の技術対策
8月5日	台風9号及び10号接近に伴う農作物等の技術対策
8月12日	8月16日にかけての大雨による農作物等に対する技術対策
9月10日	台風14号接近に伴う農作物等の技術対策
12月23日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策

伝達先: 普及指導センター、JA 全農ふくれん など
※ 農業者には、普及指導センターを通じて情報提供

令和3(2021)年度は、「長雨・日照不足に関する技術対策」や「高温及び梅雨期の大雨に対

する農作物等への技術対策」など延べ7回の情報提供を行いました。

2 水環境・水資源に関する対策

【水資源対策課】

水の貴重さや水資源開発の重要性への理解、節水への意識を高めるための普及啓発として、国が定める「水の日」、「水の週間」に本県においても、啓発物品の配布や中学生を対象にした水の作文コンクール等を実施しています。

また、雨水の利用について普及・啓発を行っており、これまで情報発信力のある拠点に雨水タンクや集水ネットを設置してきました。花壇や農作業に雨水を利用してもらうことにより、水資源の有効活用に対する県民の意識向上を図っています。

3 自然生態系に関する対策

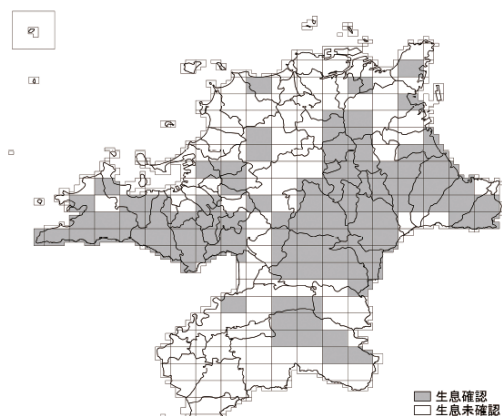
(1) 生物多様性の現状の把握

【自然環境課】

生物多様性の現状や変化の状況を把握することは、生物多様性の保全の基盤となります。

このため、本県では希少種や外来種を含めた多様な生物の分布情報の調査・収集を行っています。福岡県侵略的外来種リストでは、注目すべき外来種の生息・生育分布図を公表しています。

「福岡県侵略的外来種リスト 2018」における
アライグマの生息分布図



4 自然災害・沿岸域に関する対策

(1) 情報伝達手段の多重化の促進

【防災企画課、消防防災指導課】

災害時に、市町村が住民に必要な避難情報等を伝達するための情報基盤を整備するとともに、市町村が実施する伝達手段の多重化について助言等の支援を行っています。

(2) 自然災害対策

【農村森林整備課、道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課】

県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。

- ・ 保安林及び治山施設(治山ダム等)の整備
- ・ 公共インフラの防災対策
- ・ 河道や堤防等の整備
- ・ 洪水・高潮・土砂災害ハザードマップ等の作成支援
- ・ 砂防関係施設の整備

(3) グリーンインフラ・Eco-DRR

【自然環境課、企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再

生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

5 健康に関する対策

(1) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起

【健康増進課、私学振興課、
体育スポーツ健康課】

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

本県では、熱中症予防に関する留意点や新型コロナウイルス感染症対策を行う中で取り組む熱中症予防対策等について、県ホームページや県広報紙への掲載、SNS による発信等により、啓発を行っています。令和3(2021)年度からは、熱中症の危険性が極めて高いと予想される場合に発表される「熱中症警戒アラート」の運用が始まり、同アラートの周知を行っています。

また、県内学校の体育・スポーツ活動等における熱中症による事故を防止するための熱中症予防の普及啓発を継続して行っています。

(2) 蚊媒介感染症対策

【がん感染症疾病対策課】

デング熱等蚊媒介感染症は、主に、感染した人の血を吸った蚊に刺されることによって感染します。

本県では、デング熱等蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生

息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測する蚊のモニタリング調査を実施しています。

また、県ホームページやチラシ等を活用し、デング熱等蚊媒介感染症の予防やまん延防止の啓発を行っています。

(3) 光化学オキシダント等の注意喚起

【環境保全課】

地球温暖化との関係性が指摘されている光化学オキシダント等の濃度上昇時においては、基準に応じて注意報等を発令し、報道機関や県ホームページ、市町村等を通じて速やかに県民へ注意を呼びかけています。

6 産業・経済活動に関する対策

【中小企業振興課】

本県では、商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画の策定を促進しており、令和3年度末時点で、55計画(66団体)を認定しています。

また、策定された計画に基づき、商工会等が実施する事業継続計画(BCP)作成支援のためのセミナー等の事業に対し、補助金を交付することで、商工会等を通じて事業者の防災、減災意識の向上や事前対策の取組みを支援しているところです。

7 県民生活・都市生活に関する対策

【水資源対策課水道整備室】

災害に強い水道施設を構築するため、県内の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、アセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定を要請するとともに、国庫補助を活用した施設整備について助言等を行っています。

8 分野を横断した施策

【環境保全課】

令和元(2019)年度に、気候変動影響や適

応策に関する情報収集・発信拠点として、県保健環境研究所に「福岡県気候変動適応センター」を設置しました。

県適応センターでは、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、ホームページ(<https://www.lccac.pref.fukuoka.lg.jp/>)で市町村、事業者、県民に分かりやすく提供しています。

令和2(2020)年度には、県適応センターで収集・整理・分析した県内の気候変動やその影響、適応策の事例に関する情報について、目的に応じて、分野別・地域別・主体別に検索できる機能や、地域や場所を示すことが可能な情報をホームページの地図上に表示できる機能(GISを活用した情報発信)を持つ「情報検索システム」を整備しました。当システムでは、九州・沖縄地域の地方公共団体、国の地方行政機関、地域気候変動適応センターで構成される「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」において収集した気候変動影響等の情報についても発信することとしています。

また、「気候変動適応推進協議会」を開催し、気候変動の影響や適応策について関係者と情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言・提言を得て、効果的な気候変動適応の推進を図っていきます。



第5章 循環型社会の推進

第5章では、循環型社会の推進の取組について掲載しています。

地球上の限りある資源を持続的に利用するためには、廃棄物を抑制し、資源の循環的な利用を進めていくことが必要です。本県では、3Rにおける啓発事業や資源循環利用に関する産業の育成、廃棄物の適正処理の確保などの政策を行っています。

◆目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

◆指標

指標項目	目標	計画策定時
一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 令和7(2025)年度	176 千トン 令和2(2020)年度
産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 令和7(2025)年度	510 千トン 令和元(2019)年度
食品ロス削減県民運動協力店 (食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 令和8(2026)年度	1,192 店舗 令和2(2020)年度

第1節 資源の利用の状況

〔循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法〕

私たちの社会は、地球上の限りある資源の恩恵を受け成り立っています。この限りある資源を将来にわたって持続的に利用していくためには、不用物をできるだけ発生させない(Reduce:リデュース)、使えるものは繰り返し使う(Reuse:リユース)、再び資源として利用する(Recycle:リサイクル)の順番で取り組む、いわゆる「3R」を推進し、資源の消費を抑制することが重要です。

1 資源の利用の状況

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

環境省が作成する環境・循環型社会・生物多様性白書において、国内における物質フローが示されています。

下図は、平成12(2000)年度と令和元(2019)年度の国内における物質フロー(もの出入り)を表したもので、図の左側は資源の投入、図の右側は利用・消費を示しています。また、図下部の帯は、利用・消費に伴い発生した廃棄物の一部が再生されて資源の投入側に戻る循環利用を示しています。

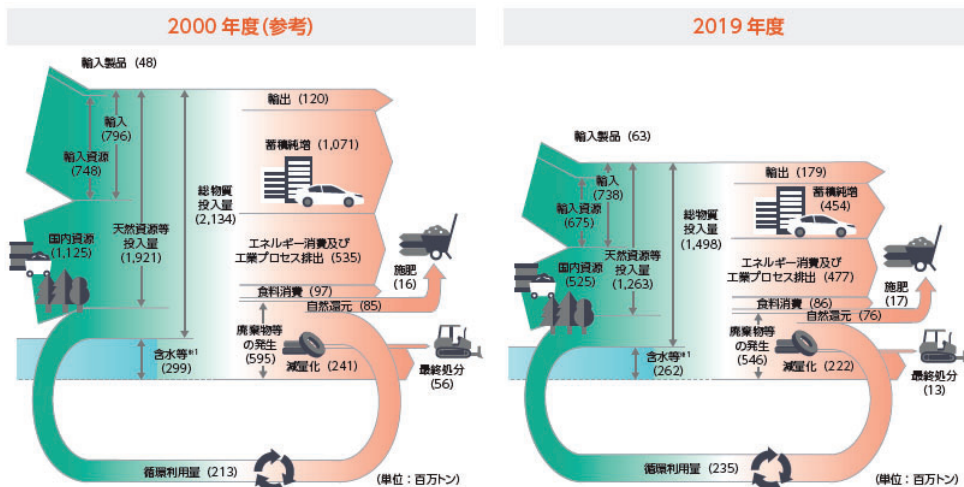
天然資源等投入量は、平成12(2000)年度の19億2,100万トンから、令和元(2019)年

度には12億6,300万トンに削減されており、資源生産性(GDP/天然資源等投入量)は、平成12(2000)年度の約25.3万円/トンから令和元(2019)年度には約43.6万円/トンと向上しています。

また、循環利用量は、平成12(2000)年度の2億1,300万トンから、令和元(2019)年度には2億3,500万トンに増加しており、循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))は、平成12(2000)年度の約10%から令和元(2019)年度には約15.7%に向上しています。

このことから、平成12(2000)年度に比べ、より効率的に資源が利用されていると言えます。

国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）



注:含水等:廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。資料:環境省

【出典:令和4年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

資源生産性の推移



資料：環境省

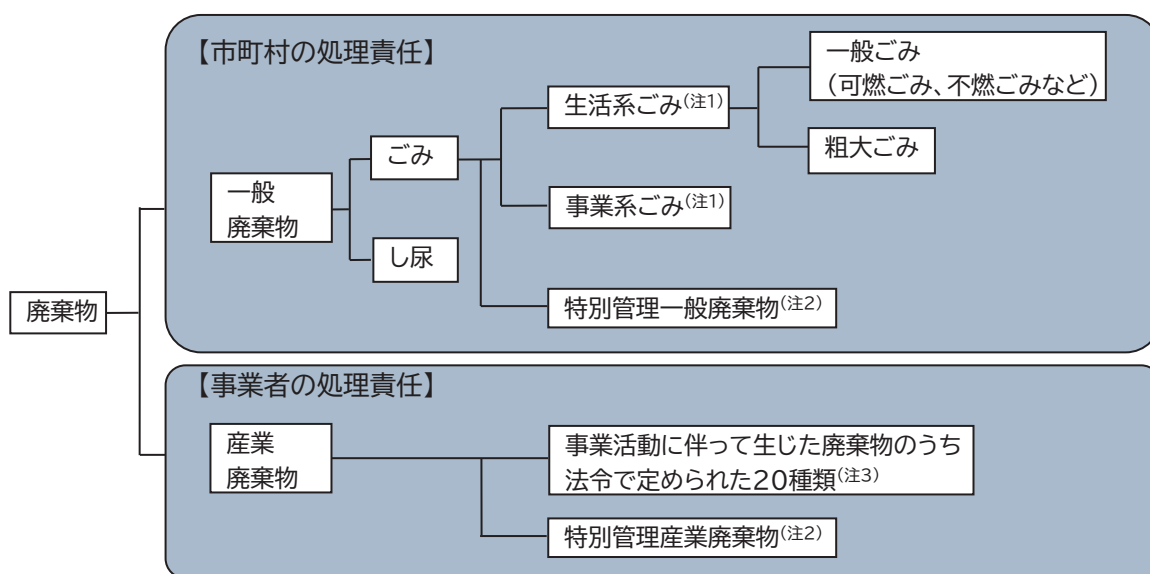
循環利用率の推移



※：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる。
資料：環境省

【出典：令和4年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

廃棄物の分類



- 注1) 「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業場から排出されるごみを事業系ごみと言います。
- 注2) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものです。
- 注3) 表中の「法令で定められた20種類」とは、具体的には燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず(★)、木くず(★)、繊維くず(★)、動植物性残さ(★)、動物系固形不要物(★)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿(★)、動物の死体(★)、ばいじん、産業廃棄物処理物です。
(★)印は、対象となる業種が指定されているものです。

2 福岡県廃棄物処理計画の推進

【廃棄物対策課】

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う必要があります。

このような発生抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお利用できないものについては、適正に処理する必要があります。

このため、本県では、令和3(2021)年3月に策定した「福岡県廃棄物処理計画」に基づいて、7(2025)年度を目標年度として、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕、再使用〔Reuse(リユース)〕、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕の推進などの施策に取り組んでいるところです。

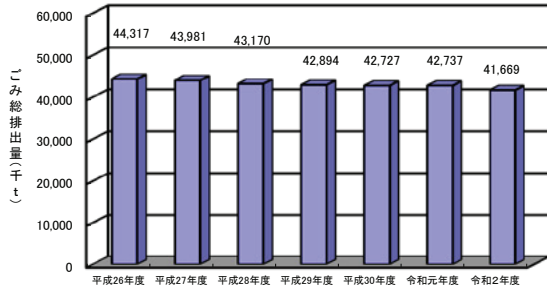
3 全国における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和2(2020)年度における全国の一般廃

棄物(ごみ)の総排出量は、約 4,166 万 9 千トンと推計されており、前年度より減少しています。

ごみ総排出量の推移(全国)



【出典:日本の廃棄物処理 令和2年度版】
※総排出量は災害廃棄物を除く値である

4 福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況

【廃棄物対策課】

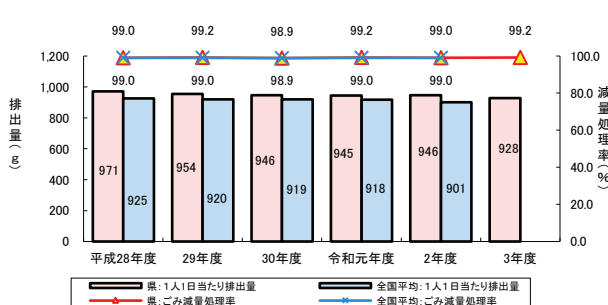
ごみやし尿等、主に人の日常生活に伴って発生する一般廃棄物の処理は、市町村が策定する処理計画に従って行われています。令和3(2021)年度(速報値)における処理状況は、次のとおりです。

(1) ごみ

令和3(2021)年度における県内のごみ総排出量は173万 1 千トンで、前年度から減少しています。また、1 人 1 日当たりの排出量は 928 gで、前年度に比べて 18gの減少となっています。

市町村の清掃事業により計画的に処理され

ごみ処理状況



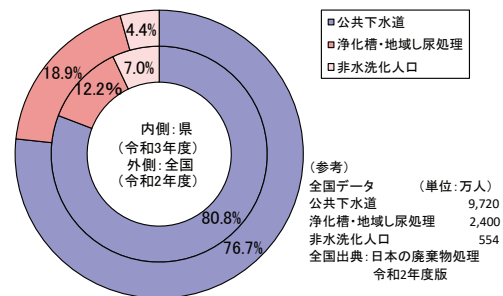
※ 1 人 1 日当たり排出量は災害廃棄物を除いた値である。

たごみの量は 168 万トンで、処理方法別に見ると、直接焼却が 129 万 8 千トン(77.2%)、破碎・選別・高速堆肥化等の中間処理や直接資源化を行ったものが37万トン(22.0%)、直接埋立が1万3千トン(0.8%)となっています。

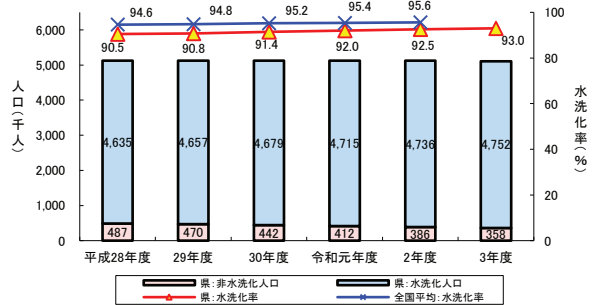
(2) し尿

総人口 511万人のうち令和3(2021)年度における水洗化人口は、前年度よりも1万6千人(0.5%)増加し、475万2千人に達しています。その内訳は、公共下水道 412万9千人(80.8%)、浄化槽・地域し尿処理 61万4千人(12.0%)、地域し尿処理8千人(0.2%)となっています。3(2021)年度に汲み取りを行ったし尿は、111万4千 kl です。このうち、市町村の清掃事業により計画的に収集されたし尿の処理方法ごとの割合は、し尿処理施設 87.1%、下水道投入8.5%となっています。

し尿処理人口の内訳(全国との比較)



し尿処理状況



ごみ処理状況

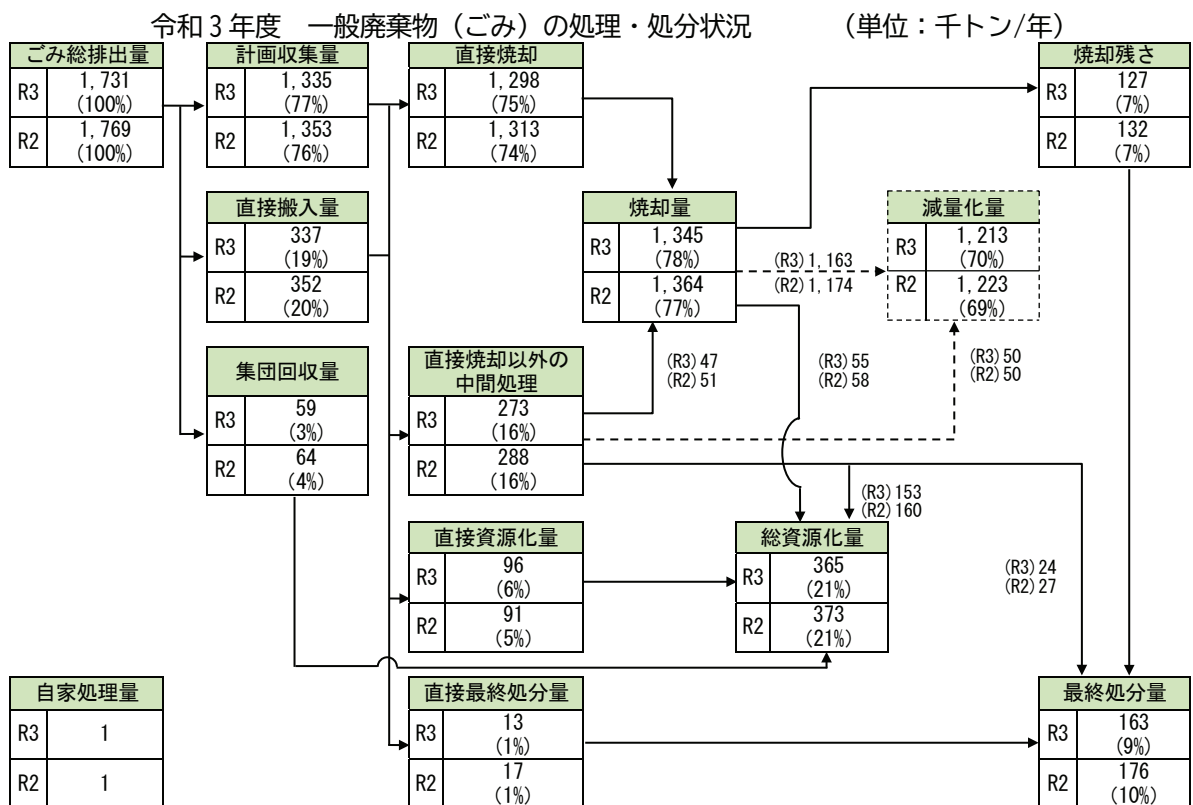
区 分		平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
総人口 (千人)		5,127	5,121	5,127	5,123	5,110
1人当たり排出量 (g/日)		954	946	945	946	928
ごみ 総排出量 (t/年)	収集ごみ量	1,377,721	1,374,743	1,386,692	1,352,671	1,334,532
	直接搬入量	323,972	318,066	312,785	352,197	337,394
	集団回収量 (A)	83,682	75,741	72,988	63,777	59,294
	合計 (B)	1,785,375	1,768,550	1,772,465	1,768,645	1,731,220
1日当たり排出量		4,891	4,845	4,843	4,846	4,743
ごみ 処理量 (t/年)	直接焼却	1,386,638	1,365,776	1,369,950	1,312,958	1,297,811
	構成比 (%)	(78.1)	(77.5)	(77.1)	(76.9)	(77.2)
	直接埋立	14,991	19,954	14,873	16,547	12,951
	構成比 (%)	(0.8)	(1.1)	(0.8)	(1.0)	(0.8)
	焼却以外の中間処理	274,284	276,576	285,817	287,888	273,265
	構成比 (%)	(15.5)	(15.7)	(16.1)	(16.9)	(16.2)
	直接資源化 (C)	98,433	99,690	105,514	91,057	96,327
	構成比 (%)	(5.5)	(5.7)	(5.9)	(5.3)	(5.7)
	合計	1,774,346	1,761,996	1,776,154	1,708,450	1,680,355
	中間処理後再生利用量 (D)	208,261	206,903	209,444	218,118	208,059
再生利用率 (A+C+D)/(B)×100 (%)	21.9	21.6	21.9	21.1	21.0	

※令和3年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。

し尿処理状況

区 分		平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
処理計画区域人口 (千人)		5,127	5,121	5,127	5,123	5,110
水洗化 人口 (千人)	公共下水道	4,017	4,054	4,095	4,107	4,129
	構成比 (%)	(78.4)	(79.2)	(79.9)	(80.2)	(80.8)
	浄化槽	627	612	607	617	614
	構成比 (%)	(12.2)	(12.0)	(11.8)	(12.0)	(12.0)
	地域し尿処理	12	13	13	13	8
	構成比 (%)	(0.2)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.2)
	計	4,657	4,679	4,715	4,736	4,752
非水洗化人口 (千人)		470	442	412	386	358
構成比 (%)		(9.2)	(8.6)	(8.0)	(7.5)	(7.0)
汲み取り し尿内訳 (kl/年)	総量 (A)	1,141,386	1,125,225	1,121,766	1,099,842	1,113,501
	下水道投入 (B)	51,287	46,510	93,087	98,985	94,567
	構成比 (%)	(4.5)	(4.1)	(8.3)	(9.0)	(8.5)
	し尿処理施設 (C)	1,078,612	1,055,918	978,993	951,094	968,944
	構成比 (%)	(94.5)	(93.8)	(87.3)	(86.5)	(87.1)
	農地還元等	10,513	21,725	48,937	49,063	49,277
	構成比 (%)	(0.9)	(1.9)	(4.4)	(4.5)	(4.4)
	計	1,140,412	1,124,153	1,121,017	1,099,142	1,112,788
	構成比 (%)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	自家処理量	974	1,072	749	700	713
構成比 (%)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	
処理施設等による処理率 (B+C)/A × 100 (%)	99.0	98.0	95.6	95.5	95.5	

※令和3年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。



※前年度の未処理分を翌年度の処理量として計上している市町村があるため、ごみ総排出量は総資源化量、減量化量及び最終処分量の合計と一致していない。
 ※図中の数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

5 市町村における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和3(2021)年度(速報値)の県内の1人1日当たりのごみの排出量は928gになりますが、1人1日当たりのごみの排出量が少ない市町村及び令和2(2020)年度に比べ1人1日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村は、以下のとおりです。

- (1) 1人1日当たりのごみ排出量が少ない市町村

順位	市町村名	排出量(g/人日)
1	東峰村	649
2	粕屋町	695
3	大木町	700

- (2) 1人1日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村 (前年度比)

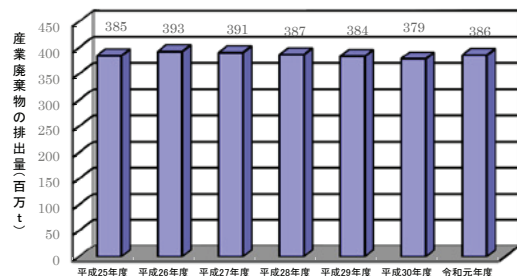
順位	市町村名	削減率(%)
1	岡垣町	9.2
2	小竹町	8.3
3	遠賀町	7.9

6 全国における産業廃棄物の排出の状況

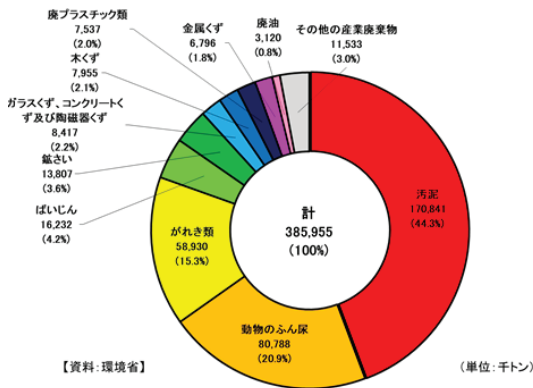
【廃棄物対策課】

令和元(2019)年度における全国の産業廃棄物の排出量は、約3.9億トンと推計されており、近年、ほぼ横ばいとなっています。

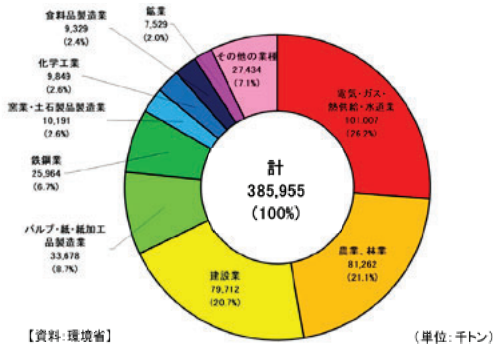
産業廃棄物の排出量の推移(全国)



産業廃棄物の種類別排出量
(令和元年度/全国)

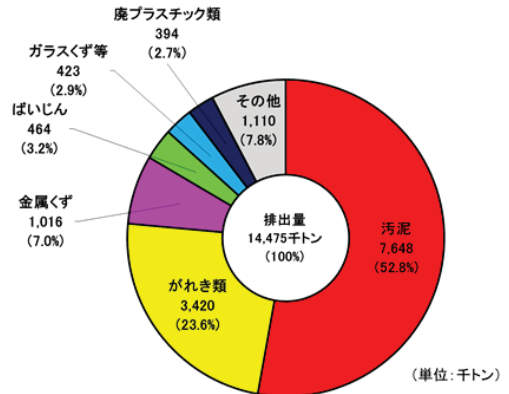


産業廃棄物の業種別排出量
(令和元年度/全国)



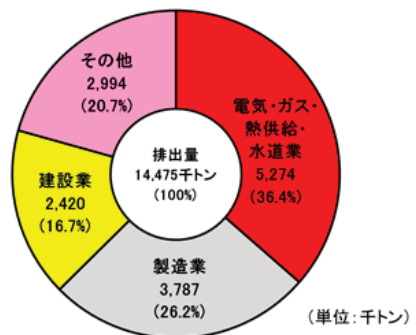
排出量を産業廃棄物の種類別に見ると、汚泥が全体の 52.8%を占め、最も多くなっており、以下、がれき類23.6%、金属くず7.0%、ばいじん3.2%、ガラスくず等2.9%、廃プラスチック類2.7%となっており、これら6種類で排出量全体の約 9 割を占めています。

産業廃棄物の種類別排出量
(令和2年度推計/福岡県)



また、産業別に見ると、電気・ガス・熱供給・水道業から排出される産業廃棄物が全体の 36.4%を占め、最も多くなっており、続いて、製造業 26.2%、建設業16.7%となっており、これら3業種で排出量全体の約8割を占めています。

産業廃棄物の業種別排出量
(令和2年度推計/福岡県)



7 福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況

【廃棄物対策課】

本県における産業廃棄物の発生量は、僅かな増減があるものの、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、より一層の排出抑制及び適正な循環的利用の促進は、県内の生活環境の保全と産業の健全な発展を図る上で、極めて重要な課題です。

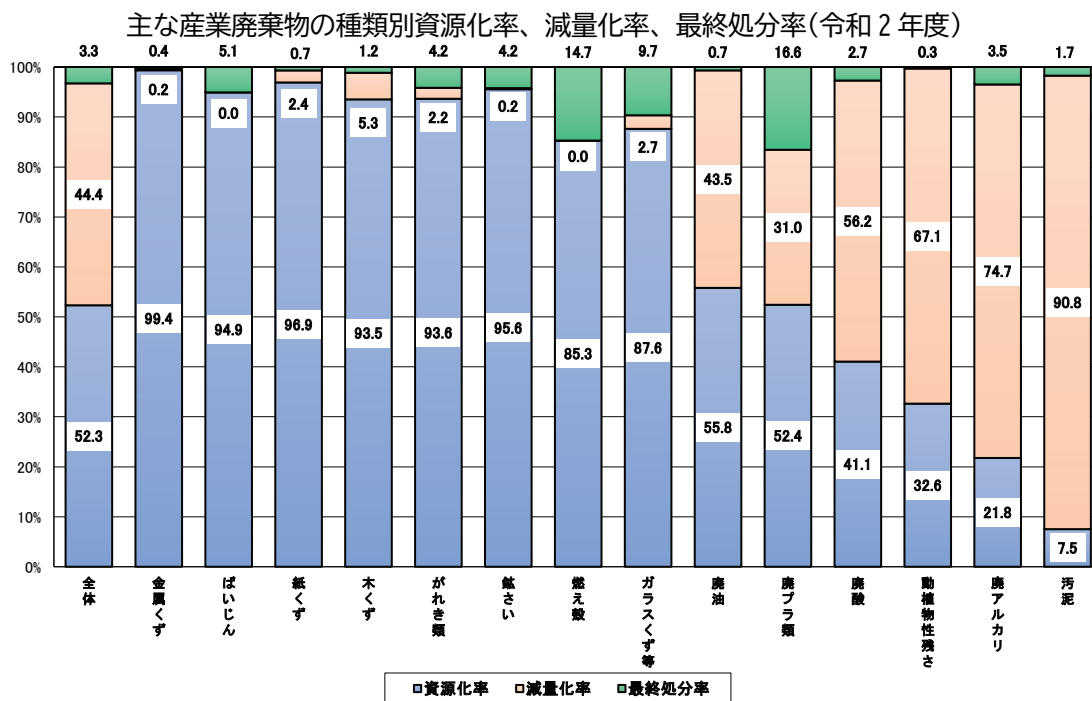
そのため、本県では「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、県下における廃棄物の適正処理の推進に向けた基本方針や排出抑制、減量化、リサイクルの推進に向けた目標を設定しています。

令和2(2020)年度の県内の事業場等での産業廃棄物の排出量は 1,447 万 5 千トンとなっています。

産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量 1,655 万 8 千トンの 78%に当たる 1,283 万 3 千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者によって脱水、焼却等の中間処理が行われ、これにより 735 万 3 千トン(44%)が減量化されています。

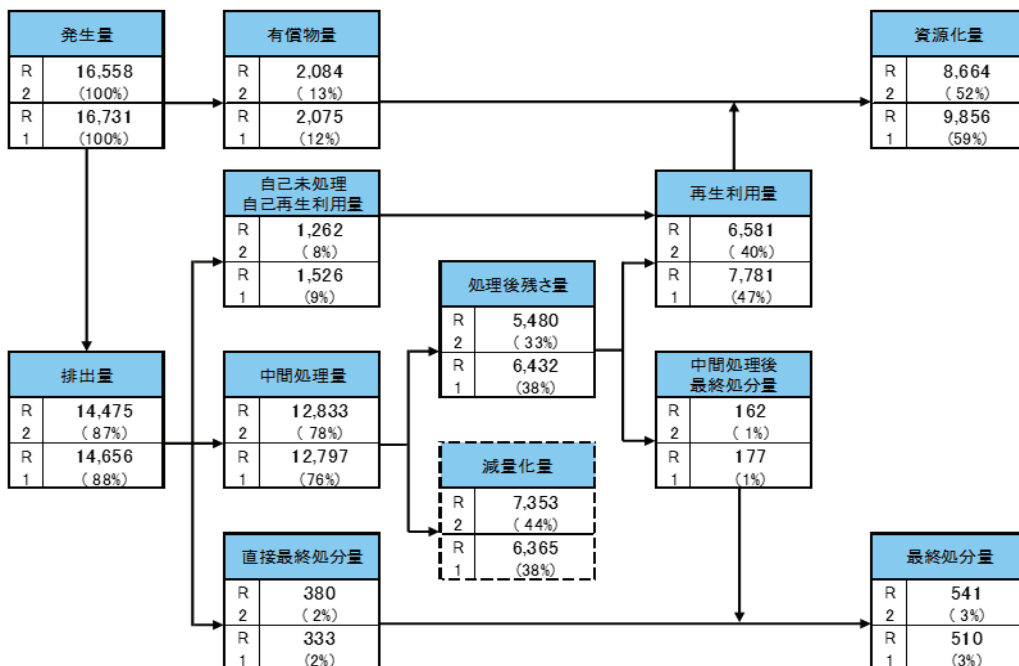
また、発生量の 52%に当たる866万4千トンがセメント原料や建設資材、堆肥等に資源化されており、これに減量化量を合わせた資源

化・減量化量は 1,601 万 7 千トン(97%)となっています。また、発生量の 3%に当たる 54万 1 千トンが最終処分されています。



令和2年度 産業廃棄物の処理・処分状況

(単位:千トン/年)



※図中の数値については端数処理により収支が合わない場合がある。

第2節 限りある資源の効率的な利用

〔循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、
容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環法〕

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕、再使用〔Reuse(リユース)〕、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕(以下「3R」という。)を進める必要があります。特に、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕に比べて環境負荷削減効果が大い、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕と再使用〔Reuse(リユース)〕の2Rの取組を優先的に進める必要があります。

本県では、3Rを進めるために、様々な取組を行っています。

1 持続可能な消費と生産を考えた取組

【廃棄物対策課】

令和3(2021)年3月に策定した福岡県廃棄物処理計画に基づき、市町村が一般廃棄物の減量等に取り組むことができるよう、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組等に関する情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行います。

(1) 3Rに関する取組

【循環型社会推進課】

ア ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

ごみの減量化・リサイクルを推進するために、「3Rの達人」派遣事業をはじめ、次のような普及啓発の活動を行い、県民の意識の高揚を図っています。

(ア) 3Rの達人派遣事業

3Rについての知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

上毛町の小学校での3R教室の様子



(イ) 3R協働推進事業

3Rの効率的、効果的な推進を図るため、平成20(2008)年度からNPO・ボランティア団体と協働して啓発事業を実施し、環境活動、環境学習の場や機会の提供等を行っています。

令和4(2022)年度はリサイクル施設の見学や、ふりかけ作りを体験する見学会を開催しました。

・ こども3R学習事業

(こどもリサイクル探検隊)

実施日:第1回 令和4年7月29日(金)

第2回 令和4年8月4日(木)

(ウ) 「九州まちの修理屋さん」事業

九州7県(沖縄を除く)共同でごみの減量化に関する意識啓発を行っています。

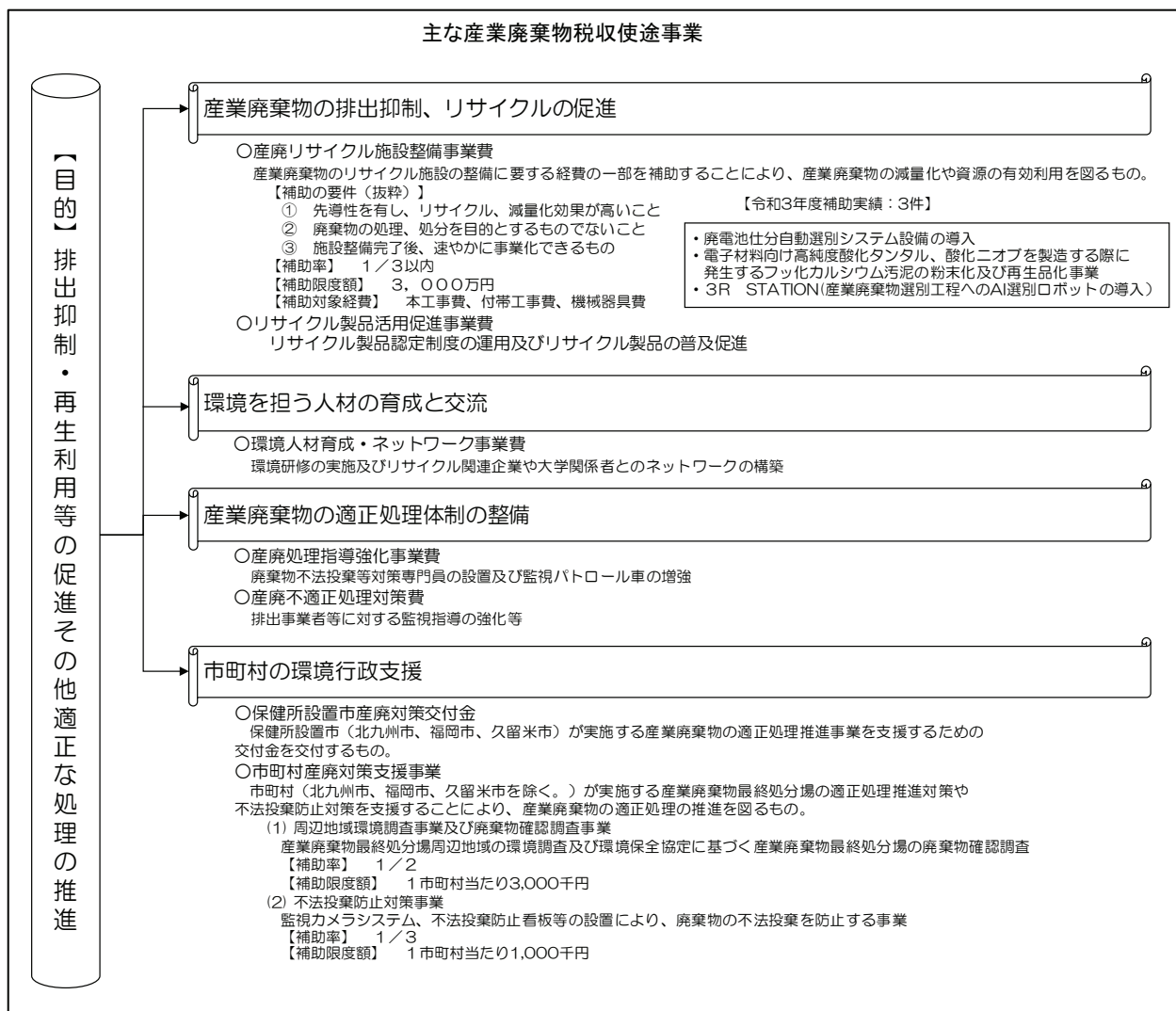
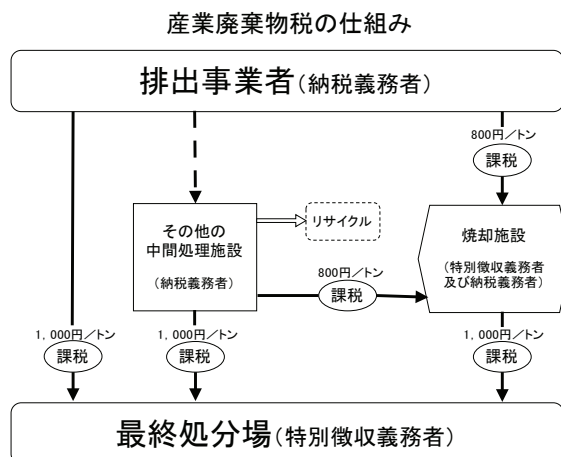
ものの修理(リペア)を推奨するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介しています。

「九州まちの修理屋さん」登録店ステッカー



イ 産業廃棄物税とその用途

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とするものです。本県では、平成 17(2005)年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、次のような事業を実施しています。



(2) プラスチック資源循環促進事業

【循環型社会推進課】

ア ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、令和 2(2020)年 7 月に業界団体、消費者団体、学識経験者、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しました。ネットワークでは、プラスチックごみ削減の取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」の策定や、取組事例の共有を行いました。

イ ふくおかプラごみ削減協力店

令和 2(2020)年 7 月に、プラスチックごみの削減に取り組む福岡県内の事業者を対象とした登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設しました。

3年度末時点登録店舗数 3,776店舗

ウ ふくおかプラごみ削減キャンペーン

令和 2(2020)年度から、これまで実施していたレジ袋削減の取組である「マイバッグキャンペーン」を発展的に見直し、10 月をレジ袋も含めたプラスチックごみ削減強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減の取組を推進しました。

プラスチックごみ削減ロゴマーク



エ 大規模商談展示会

令和 3(2021)年度から、生分解性食品容器や紙製弁当容器などのプラスチック代替品の利用促進を目的に、小売・中食・外食業界を対象とした大規模商談展示会において、県内企業が製造・販売するプラスチック代替品をPRする

とともに、プラスチックごみ削減の重要性を訴える啓発を実施しています。

オ テイクアウト容器等のプラスチック代替品切替に対する助成等

令和4(2022)年度は、コロナ禍において増加しているワンウェイプラスチックの使用削減を図るため、テイクアウト容器などをプラスチック代替品へ切り替える飲食店に対する助成を行うとともに、SNS や九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」を活用し、消費者へ代替品使用店舗の利用を促進しています。この取組みをさらに進めるため、令和4(2022)年7月に、(株)出前館と連携協定を締結し、飲食店及び消費者への代替品の認知度・理解度向上などにつながる広報活動を行うことで、代替品の利用促進に取り組んでいます。

プラスチック代替品
取扱店 PR ステッカー

プラスチック代替品一例
(紙でできた弁当容器)



カ 使用済みプラスチックのリサイクル施設整備に対する助成

使用済みプラスチックの減量化や有効利用を図るため、令和 2(2020)年度から、高度で先進性のあるリサイクル施設の導入費用の一部を助成しています。

令和 3(2021)年度は、1 件の事業に対して補助金を交付しました。

キ 自動車内装材等の再資源化スキームの構築

自動車のプラスチック類の再資源化の向上を目指し、自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、県内における自動車内装材等の効果的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に取り組んでいます。

令和4(2022)年度には、自動車部品プラス

チックの取外し作業の効率化や再生プラスチックの利用用途拡大による、事業化に向けた実証実験を実施します。

ク 使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援

令和4(2022)年4月から施行されたプラスチック資源循環促進法に対応できるよう、クリーニングの衣類用カバー及び医薬品のボトルを対象に、使用済プラスチックに係る関係者(排出者、収集運搬業者、リサイクル業者)のマッチングを行い、新たな自主回収・再資源化スキームを構築する実証事業を実施します。

令和4年7月には、クリーニングの衣類用カバーを店頭で回収し、プラスチック再生事業者で再生樹脂に加工する実証を開始しました。



(3) 食品ロス削減推進事業

【循環型社会推進課】

我が国では、食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)が全国で年間 522 万トン(うち事業系 275 万トン、家庭系 247 万トン)発生しています。

この食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

本県では、同法に基づき、令和4(2022)年3月には「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

また、製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、各主体が連携し

て次のような県民運動の促進を図っています。

ア 福岡県食品ロス削減県民運動協力店(愛称: 食べもの余らせん隊)

食品ロス削減に取り組む活動(例:料理提供量の調整、ばら売り・少量パック等による食料品販売など)を実践する飲食店や小売店を「食べもの余らせん隊」として登録し、食品ロス削減に取り組む環境に優しい店舗として県ホームページ等に掲載して紹介しています。

令和4(2022)年度からは、登録対象を食品メーカー等の「食品ロス削減に取り組む事業者」に拡大した上で、食品メーカーと小売店等の事業者間の連携をマッチングし、その取組を情報発信します。

イ 食べ残しをなくそう 30・10運動

本県では、飲食店から排出される食品ロスを削減するため、懇談会や懇親会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう 30・10運動」について呼びかけています。



ウ フードバンク活動の普及促進

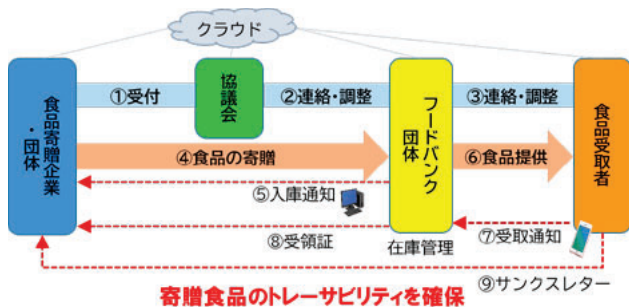
まだ食べられるにもかかわらず通常の販売が困難になった食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設等に無償提供する「フードバンク」活動が実施されています。

本県では、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを通じて、食品提供企業の開拓やフードバンク活動ガイドラインの策定をするとともに、平成31(2019)年4月には、県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県

フードバンク協議会の設立を支援し、活動の基盤強化を図ってきました。

さらに、寄贈食品のトレーサビリティを確保するネットワークシステムとして「フードバンク活動支援システム」を開発し、令和 2(2020)年から同協議会により運用を開始しました。

フードバンク活動支援システムの概要



令和 4(2022)年度からは、企業が新規に食品を提供する際の輸送支援のほか、継続的に食品を提供する企業へのフードバンク協力証の贈呈等に取り組みます。

こうした取組を通じて、フードバンク活動の普及を促進しています。

エ 「食品ロス削減」ポスターコンテスト

県内の小・中学生を対象に募集し、それぞれ金賞、銀賞、銅賞、佳作を決定しました。(令和 3(2021)年度の応募総数:494 点)

ポスターコンテスト金賞作品
(小学校低学年の部)

福岡市立有田小学校 1年 井口 舞羽さん



オ 食品ロス削減啓発CMの製作・放映

ファミリー層をメインターゲットとし、福岡県の広報部長のエコトンが食品ロスの現状、および家庭で実践できる取組について紹介する15秒の食品ロス削減啓発CMを制作し、これまで、イオン九州(株)の県内7店舗や街頭ビジョンにお

いて放映しました。

カ 食品ロス削減マイスターの養成・派遣

食品ロスの現状や各業界における取組に加え、家庭でできる取組の紹介やエコクッキングなどの実践的な内容を教えることができる講師役として、県が認定した「食品ロス削減マイスター」を、令和 4(2022)年度から地域・学校・職場で開催される学習会等に派遣します。

キ 食品ロス削減優良取組知事表彰

令和4(2022)年度から、食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、「福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰」を行うこととし、受賞した食品ロス削減に資する優れた取組を県ホームページ等で広く情報発信します。

(4) 農業用廃プラスチックの再生

【食の安全・地産地消課】

令和2(2020)年度農業用廃プラスチックの県内の排出量及び処理量は、3,449トンで、排出量のほとんどがビニールハウスなど園芸用で使用されたものです。

農業用廃プラスチックの排出量・処理量
令和 2 年度排出量 (t)

種類 利用区分	(a)プラスチックフィルム			計	(b)その 他のプラ スチック	(C) 合計 (a)+(b)	
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム				
排出量	園芸用	1,183	1,487	23	2,694	618	3,312
	その他	39	44	8	91	47	138
計	1,222	1,531	32	2,785	665	3,449	

※端数処理により収支が合わない場合がある。

令和 2 年度の処理量 (t)

種類 処理方法	(a)プラスチックフィルム			計	(b)その 他のプラ スチック	(C) 合計 (a)+(b)	
	塩化ビニル フィルム	ポリオレ フィン系 フィルム	その他プラ スチック フィルム				
処理量	①再生処理	1,053	1,320	27	2,400	573	2,973
	②埋立処理	92	115	2	210	50	260
	③焼却処理	22	27	1	50	12	62
	④その他	55	69	1	125	30	155
	⑤(①~④)計	1,222	1,531	32	2,785	665	3,449

※端数処理により収支が合わない場合がある。

一方、回収後の処理別の内訳では、火力発電の熱エネルギーの原料などの再生処理が 2,973 トン、埋立処理が 260 トン、焼却処理

が62トン、その他が155トンとなり、再生率は約86%となっています。

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会を実施するなど、リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。

第3節 資源循環利用の促進

〔容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、プラスチック資源循環法〕

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕、再使用〔Reuse(リユース)〕、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕(以下「3R」という。)を進める必要があります。特に、再生利用〔Recycle(リサイクル)〕に比べて環境負荷削減効果が大きい、廃棄物の発生抑制〔Reduce(リデュース)〕と再使用〔Reuse(リユース)〕の2Rの取組を優先的に進める必要があります。

本県では、3Rを進めるために、様々な取組を行っています。

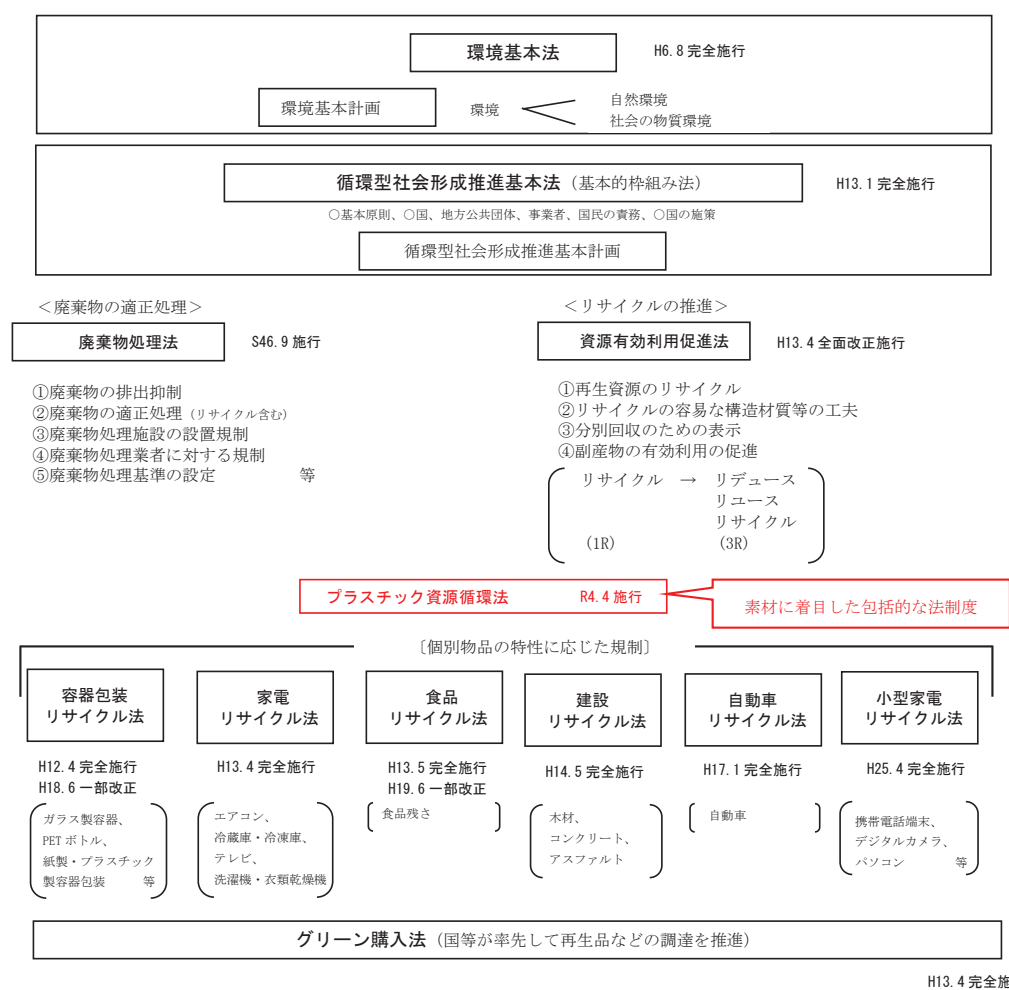
1 法に基づく取組

(1) 循環型社会形成推進基本法
 【循環型社会推進課】
 廃棄物の発生を減らし、資源の有効利用を図り、適正な処分を行うことによって、天然資源

の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成に向けて、平成 12 (2000)年 6 月「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

また、併せて容器包装をはじめ、家電、食品、

循環型社会の形成のための法体系



H13. 4 完全施行

建設、自動車など各種リサイクル法、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法が制定・改正されるとともに、廃棄物処理法や再生資源利用促進法(改正後:資源有効利用促進法)が改正されるなど、新しい法制度に基づく3Rの取組が行われています。

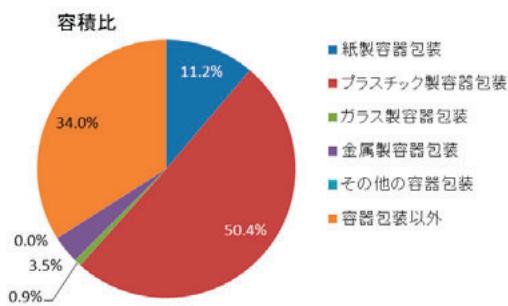
(2) 容器包装リサイクル法

【循環型社会推進課】

ア 現況

容器包装廃棄物は家庭ごみに占める割合が高く、容積比で約6割、重量比で約3割に達しており、その減量化が課題となっています。

家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合
(令和3年度)



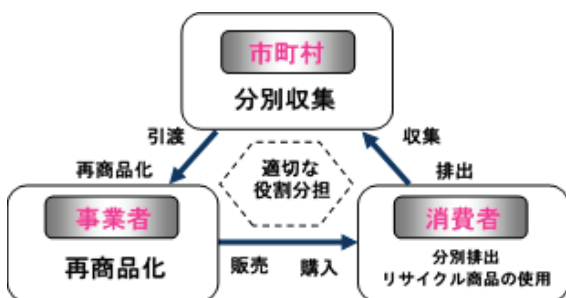
【資料:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」】

イ 対策

「容器包装リサイクル法」が平成7(1995)年6月に制定され、9(1997)年4月から本格施行、12(2000)年4月から完全施行されました。

この法律は、それまで市町村だけが容器包装廃棄物の処理責任を負っていた仕組みを改め、消費者・市町村・事業者の適切な役割分担の下、リサイクルを促進しようとするものです。

容器包装リサイクル法における役割分担



この法律に基づき、市町村は3年ごとに分別

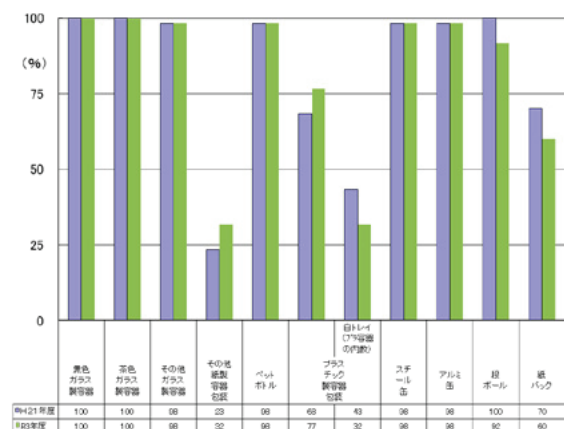
収集計画を策定することとされており、計画策定を通じて、市町村数、分別収集量及び再商品化量は制度施行当初から着実に増加しています。なお、令和元(2019)年度には、県内の全市町村が第9期分別収集計画(2(2020)~6(2024)年度)を策定しました。

本県においても、「福岡県第9期分別収集促進計画」(令和2(2020)年度~6(2024)年度)を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるように、次のような取組を実施しています。

- (ア) パンフレットやイベント等による県民や事業者への啓発
- (イ) 分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言
- (ウ) 市町村分別収集計画の進行管理
- (エ) 容器包装リサイクルに関する市町村への情報提供等

リサイクルの現状と課題を踏まえ、平成18(2006)年に改正容器包装リサイクル法が成立しました。20(2008)年4月から完全施行された改正法には、リサイクル義務を果たさない事業者に対する罰則の強化や、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

容器包装リサイクル法に基づく
福岡県分別収集実施市町村の割合



(3) 家電リサイクル法

【循環型社会推進課】

「家電リサイクル法」は家庭や事業所から排

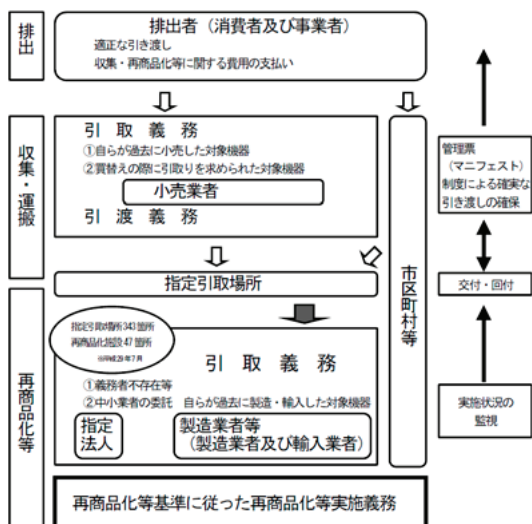
出される廃家電のリサイクルシステムを確立し、廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、平成13(2001)年4月に施行されました。

平成21(2009)年4月から、対象機器は、家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機に加え、液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機が追加されました。

これらの対象家電については、小売店による回収、メーカーによるリサイクル実施を義務付けるとともに、消費者が対象機器の収集運搬料金とリサイクル料金を負担するという役割分担により、リサイクルが行われています。

また、対象家電を持ち込む指定引取場所は、これまでメーカーによって、A・B二つのグループに分かれていましたが、排出者や小売業者の利便性を考え、平成21(2009)年10月1日から共有化が実施されました。令和3(2021)年度における全国の指定引取場所における引取台数は、廃家電4品目合計で約1,526万台となり、前年度に比べて4.7%減少しました。

家電リサイクル法制度の概要



平成27(2015)年4月から、製造事業者に対して義務付けられる廃家電4品目の再商品化率について見直しが行われ、家庭用エアコン80%以上、液晶テレビ・プラズマテレビ74%以上、冷蔵庫・冷凍庫70%以上、洗濯機・衣類乾燥機82%以上に引き上げられました。ただ

し、ブラウン管テレビについては55%のまま変更ありませんでした。

令和3(2021)年度における全国の廃家電4品目の再商品化率は、エアコン92%、液晶テレビ・プラズマテレビ85%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣類乾燥機92%、ブラウン管テレビ72%となっており、昨年度に引き続き、法定基準を上回る再商品化率を達成しています。

(4) 小型家電リサイクル法

【循環型社会推進課】

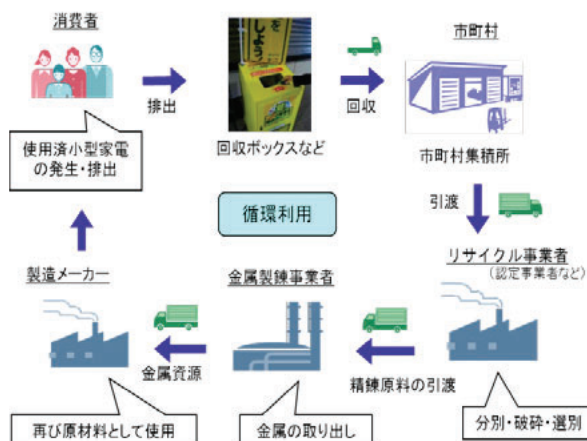
携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本において1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンであり、そのうち有用な金属は28万トンにもなると推測されています。

これらの大半は埋立処分されていたことから、有用金属の再資源化、鉛などの有害な物質の適正処理などを目的として、平成25(2013)年4月に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

本法は、市町村が回収した使用済小型家電を国が認定した再資源化を行う事業者(認定事業者)に引渡し、認定事業者が有用な金属等を再び原材料として使用するものです。

この使用済小型家電のリサイクル制度が円滑に進むためには、多くの市町村が制度に参加することが重要です。

使用済小型家電リサイクルの流れ



本県では、市町村への会議・研修等の機会や県ホームページを活用し、法施行以前に取り組んだ広域回収モデル事業や県内市町村の取組状況、認定事業者の情報を提供するなど、更なる参加市町村の拡大を図っていくこととしています。



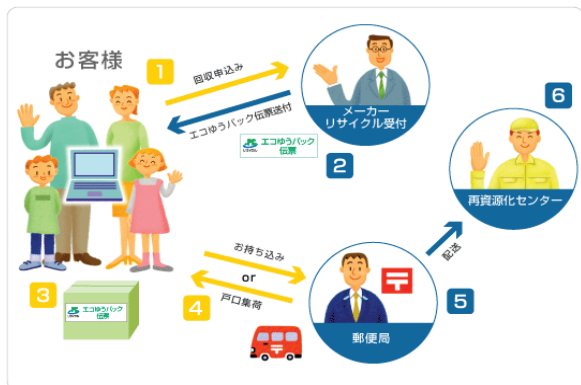
〈小型家電再資源化マーク〉
このマークは、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者、本法に基づき分別収集を行う市町村であることを示しています。

なお、小型家電のうちパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、事業所から排出されるパソコンの回収・リサイクルが平成13(2001)年4月から実施され、家庭から排出される使用済パソコンについても、15(2003)年10月から「ゆうパック」を利用した回収・リサイクルの取組が実施されています。

また、自作のパソコンや倒産したメーカーのパソコンなど回収するメーカーがないパソコンについては、平成16(2004)年7月から「一般社団法人パソコン3R推進協会(旧パソコン3R推進センター)」による回収システムが整備されています。

パソコンについては、使用済小型家電リサイクル制度と併せて、これらの回収方法も活用し、再資源化を進めていくこととされています。

家庭から排出される使用済パソコンの回収・リサイクルの仕組み



〈PCリサイクルマーク〉
このマークがついているパソコンは、新たな回収・リサイクル料金を負担することなく、廃棄することができます。

(5) 自動車リサイクル法

【廃棄物対策課】

ア 概要

我が国で年間約315万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものです。自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る仕組みとして、「自動車リサイクル法」が施行されています。

この自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」、処理の難しい「エアバッグ類」や使用済自動車から有用資源を回収した後に残るシュレッダーダストを適正にリサイクル・処理することを目的とし、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担することになっています。

イ 使用済自動車引取業等の状況

この法律の定めるところにより、使用済自動車の引取り等を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長。本県の場合は、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)の登録又は許可が必要です。

使用済自動車の引取業者等登録及び許可状況

(令和4年3月31日現在)

	県	北九州市	福岡市	久留米市	計
引取業	557	101	102	53	813
フロン類回収業	225	51	26	19	321
解体業	122	25	13	4	164
破砕業	17	10	5	0	32
計	921	187	146	76	1,330

(6) 食品リサイクル法

【循環型社会推進課、経営技術支援課】

食品廃棄物は、食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残り・調理くずなどで、食品製造業から発生する

産業廃棄物と、一般家庭や食品流通業及び飲食店業から発生する一般廃棄物に区分されます。

この食品廃棄物の大部分が焼却・埋立処分されていたことから、食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終的に焼却・埋立処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料の原材料として再生利用するために、平成13(2001)年5月に食品リサイクル法が施行されました。

食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用等の実施率を令和6(2024)年度までに、食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%に向上させることを目標として定めています。

食品廃棄物等の発生及び処理状況

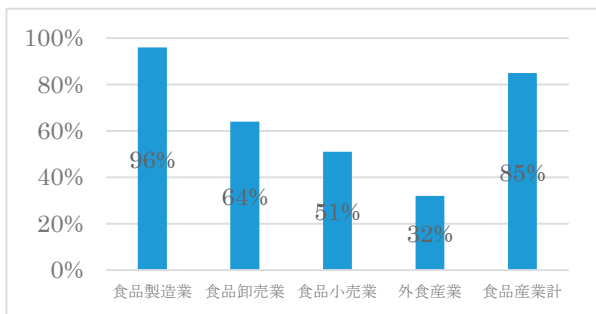
(農林水産省・環境省試算)
(令和元年度実績、単位:万t)

	発生量	処分量				計
		焼却・埋立処分量	再生利用量			
			肥料化	飼料化	その他	
事業系廃棄物及び有価物	1,756	305	198	919	150	1,267
うち廃棄物	780	-	-	-	-	-
うち有価物	793	-	-	-	-	-
家庭系廃棄物	754	699	-	-	-	55
合計	2,510	1,004	-	-	-	1,322

【資料:環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書(令和4年版)」】

これにより、食品関連業者は食品廃棄物の発生抑制、再生利用(飼料化、肥料化、炭化、油脂、及び油脂製品化、エタノール化、メタン化)、熱回収(再生利用できない場合に限る)、減量化に取り組むことになっています。

食品産業における食品廃棄物の再生利用等の実施率(令和元年度)



【資料:「令和元年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率(推計値)」(農林水産省)】

(7) 建設リサイクル法

【循環型社会推進課、企画課、建築指導課】

建設工事に伴い排出される建設廃棄物は、

産業廃棄物全体の排出量の約2割を、不法投棄量の約5割を占めています。さらに、昭和40年代の建築物が更新期を迎え、今後、令和10(2028)年頃をピークに、建設廃棄物の排出量の増大が予測されます。この建設廃棄物について分別解体及び再資源化を行うため、平成12(2000)年5月に「建設リサイクル法」が制定され、14(2002)年5月から施行されました。

建設リサイクル法の対象となる特定建設資材は、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事については、その受注者等に対し、分別解体及び再資源化等を行うことを義務付けています。

現在、特定建設資材廃棄物は、排出者による分別及び再資源化が促進され、国土交通省の調査結果によると、平成30(2018)年度における再資源化等率は全体で約97.2%になります。

特定建設資材廃棄物については、再資源化の取組をより一層徹底し、その他の建設資材廃棄物については、リサイクル技術の開発等を積極的に行い、建設リサイクルを推進していく必要があります。

(8) プラスチック資源循環法

【循環型社会推進課】

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品に使用されている一方で、不適正な処理のために年間約800万トンのプラスチックごみが陸上から海洋に流出し、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このようなプラスチックごみ問題を背景に令和4(2022)年4月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため「プラス

チック資源循環法」が施行されました。

回避可能なプラスチックの使用は合理化(Reduce・Reuse)した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生材や再生可能資源(紙・バイオプラスチック等)に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進していくことが必要です。

プラスチック資源循環



【環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ】

2 リサイクル製品の利用促進

(1) リサイクル製品認定制度

【循環型社会推進課】

本県では、平成17(2005)年12月に、資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図る「福岡県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

制度の概要は次のとおりです。

ア 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した建設資材
16品目

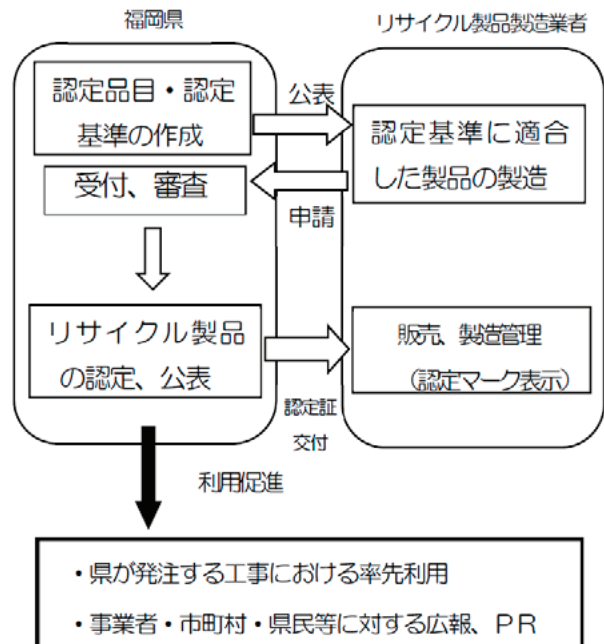
イ 認定要件

①国内に所在し、生活環境保全措置が講じられている工場で製造されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

ウ 認定基準

認定対象品目ごとに、①対象資材、②品質性能、③再生資源の含有率、④環境安全性、⑤品質管理(規格等の取得状況)、⑥環境負荷の6項目について定めています。

福岡県リサイクル製品認定制度



福岡県リサイクル製品認定マーク



令和4年9月までに33回の認定を行い、「福岡県認定リサイクル製品」として394製品を認定しています。

認定リサイクル製品は、本県が発注する公共工事において、優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県ホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図っています。

(2) 県産リサイクル製品認定制度

【循環型社会推進課】

本県では、平成27(2015)年11月に、県内

のリサイクル産業の育成や再生資源の有効活用を拡大を図ることを目的として、一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品(生活関連用品)の認定を県が行い、その利用促進を図る「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設しました。

制度の概要は、次のとおりです。

ア 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した生活関連用品 13 分類(認定対象は順次拡大の予定です。)

イ 認定要件

①県内にある工場や本社を県内に置く事業者により製造等されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

ウ 認定基準

グリーン購入法に基づき策定した本県の環境物品等調達方針を参考に認定品目ごとに認定基準を定めています。

平成28(2016)年2月に初めての認定を行って以降、令和4年9月までに14回の認定を行い、「福岡県県産認定リサイクル製品」として124製品を認定しています。

エ 利用促進

県産認定リサイクル製品は、本県において率先利用するほか、県ホームページへの掲載やパンフレット作成など市町村や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

また、県産認定リサイクル製品を「販売」又は「使用」で応援いただく事業所を登録・広報する「県産リサイクル応援事業所」の運用を平成29(2017)年4月1日に開始し、令和4年9月までに128事業所の登録を行いました。

さらに、県民や事業者が「県産認定リサイクル製品」に親しみを感じるよう愛称を公募し、平成31(2019)年2月に「ふくる」に決定しました。

福岡県県産リサイクル製品認定マーク



3 資源循環型まちづくりの推進

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9(1997)年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであり、これまでに全国で26地域が承認されています。

本県では、平成9(1997)年7月に北九州市が、10(1998)年7月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。

エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成 9 月 7 月	平成 10 年 7 月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。
主な施設の概要	<p>〈実証研究エリア〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡大学資源循環・環境制御システム研究所 ・九州工業大学社会ロボット具現化センター、グリーンマテリアル研究センター 等 <p>〈総合環境コンビナート〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルリサイクル ・OA機器リサイクル ・自動車リサイクル ・家電リサイクル ・蛍光管リサイクル ・建設混合廃棄物リサイクル ・非鉄金属、小型家電、二次電池リサイクル <p>〈響灘東部地区 他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ台リサイクル ・廃木材、廃プラスチックリサイクル ・汚泥・金属等リサイクル ・超硬合金リサイクル ・携帯電話リサイクル ・風力発電事業 ・食品廃棄物リサイクル ・古紙・製紙スラッジリサイクル ・都市鉱山リサイクル ・OA機器リユース ・食用油リサイクル ・使用済有機溶剤精製リサイクル ・古紙リサイクル ・空き缶リサイクル ・自動車リサイクル ・古着リサイクル 等 	<p>〈中核施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大牟田リサイクル発電所 ・大牟田・荒尾RDFセンター ・大牟田市リサイクルプラザ(資源化施設) ・大牟田市エコサンクセンター <p>〈環境リサイクル産業団地〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつリサイクル ・小型家電等リサイクル ・建設系廃棄物リサイクル ・飲料容器リサイクル ・リサイクル改良土の製造 ・溶融設備の再利用 ・水再生処理施設設計 ・環境計量証明事業 ・RDFセンター設備等補修整備 等 <p>〈企業化支援施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPF(プラスチック及び紙から製造されるリサイクル燃料)製造 ・アミューズメント機器等リサイクル 等

4 各種バイオマスの利用促進

(1) バイオマスの活用状況について

【林業振興課】

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムは、地球温暖化や廃棄物の増加などの環境負荷をもたらしています。

このような中、循環型社会の実現と地球温暖化防止に資するためには、再生利用が可能な資源であるバイオマスの利用を推進する必要があります。

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可能な

生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

バイオマスはその発生状態により、①廃棄物系バイオマス、②未利用系バイオマス、③資源作物の3種類に分類されます。

①廃棄物系バイオマス

生活や産業活動から排出される生ゴミや製材所残材など

②未利用系バイオマス

農林業において広く薄く発生するわらや林地残材(伐採後に林地に置かれたままの径の小さい間伐材や枝など)

③資源作物

食料などの生産を目的とせず、エネルギー源や製品材料を目的に栽培される菜の花やトウモロコシなど

バイオマスの発生量と活用状況 (令和3年度)

	発生量(万t)	活用率(%)
家畜排泄物	69	88
食品廃棄物	67	15
木質系	68	56
汚泥	32	96
農作物非食用部	27	80
合計	264	61

注:表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

令和3(2021)年度において264万トンのバイオマスが発生し、そのうち約6割が活用されています。家畜排泄物や汚泥、農作物非食用部の活用は進んでいますが、今後、木質系や食品廃棄物の活用率を高めていく必要があります。

(2) 木質バイオマスの活用について

【林業振興課】

本県では、林内に切り捨てられた間伐材は30万6千トンで、このうち22%、6万6千トンが資源として利用されています。

また、県内の製材所で丸太を加工する際に発生する製材端材は20万3千トンで、うち97%、19万7千トンが資源として利用されています。

(3) 下水汚泥の活用について

【下水道課】

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築が求められる現況において、下水汚泥の有効活用が促進されています。

こうした状況の中、本県の流域下水道においても有効活用を進めており、県内の流域下水道で最大規模となる御笠川浄化センターで下水汚泥の減容化及び資源化を目的として、平成12(2000)年度から「油温減圧式乾燥施設」を、令和元(2019)年度から「下水汚泥固形燃料化施設」を稼働しています。このほか、下水汚泥の発生過程において有機物を細菌の働きにより分解し、メタン含有率約60%のガスを発生させる消化槽も導入しており、発生したガスを各施設の燃料として有効利用しています。

「油温減圧式乾燥施設」では、下水汚泥と廃食用油を混合し、減圧・加熱することにより、石炭に近い発熱量を有する乾燥汚泥となります。この処理過程にて下水汚泥の含水率が低下し、約1/4程度に減容化されます。現在、この乾燥汚泥は石炭火力発電所での石炭との混焼燃料や肥料の原料として活用されています。

「下水汚泥固形燃料化施設」では、下水汚泥を250℃～350℃で蒸し焼き(炭化処理)することにより、固形燃料となります。この固形燃料を石炭火力発電所での石炭との混焼燃料として活用することで、下水汚泥の資源化を促進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献します。



御笠川浄化センターでは、令和3(2021)年度に発生した下水汚泥のうち、77.0%を「下水汚泥固形燃料化施設」、13.5%を「油温減圧式乾燥施設」で処理し、残り9.5%については場外搬出等を行い、次表のとおり再利用を図っています。

令和3年度下水汚泥の処理（御笠川浄化センター）

処理方法	受入量(t)		活用方法
固形燃料化	28,229	77.0%	石炭混焼燃料
油温減圧乾燥	4,970	13.5%	石炭混焼燃料、肥料原料
場外搬出等	3,472	9.5%	セメント原料等

(4) 環境保全施設等整備資金融資事業

【循環型社会推進課】

環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内事業者の廃棄物資源化・再生利用施設、バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の整備等を促進します。

5 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

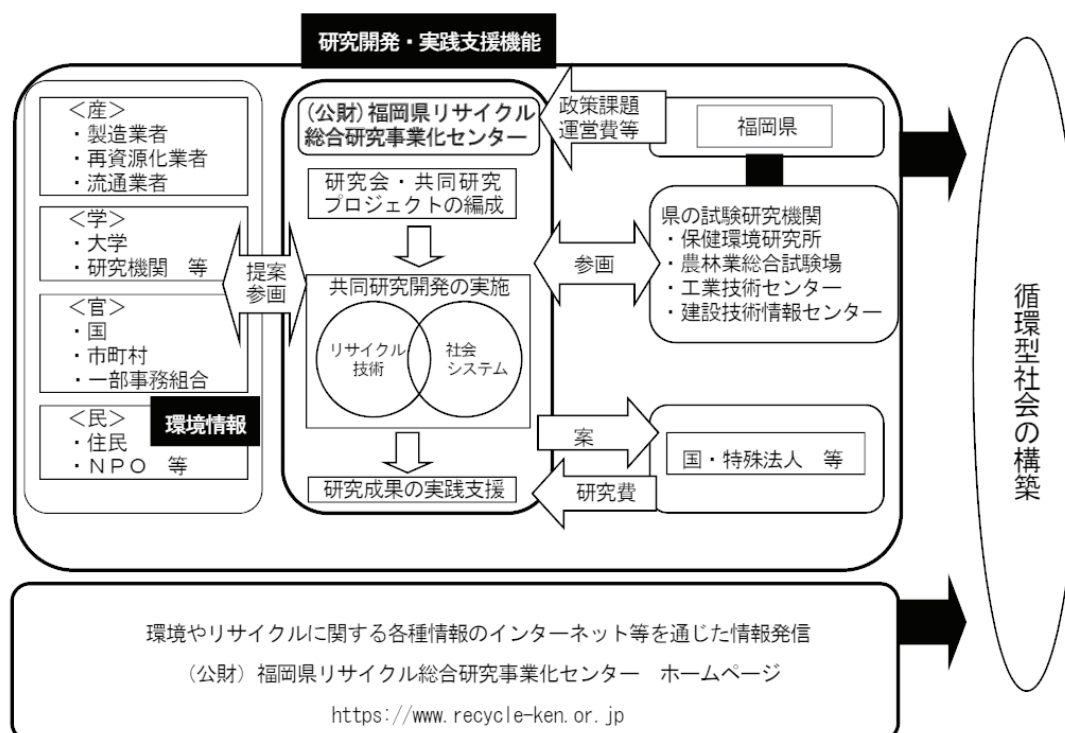
リサイクルをシステムとして地域に定着させるためには、技術だけでなく、分別回収やリサイクル製品の販路の確保等の課題が数多くあります。

このため、本県では、平成13(2001)年6月に福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、産・学・官・民の協力により、廃棄物の特性に応じたりサイクル技術と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを開発しています。(25(2013)年4月に公益財団法人化し、名称を変更しました。)

本センターは、課題解決のための研究機能、研究成果の展開を図る実践支援機能、環境情報の発信機能により、実用的なりサイクルに関する研究を推進するとともに、北九州、大牟田の両エコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めています。

また、太陽光発電パネルリサイクル推進事業

(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能



や使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援等の実施機関としての役割も担っています。

(1) 研究成果事例

＜柱上変圧器等の使用済絶縁油を新油相当へリサイクルする技術を開発＞

電柱の上部に設置され、送電用の高電圧を家庭用などの低圧にする電気機器(柱上変圧器)等に入れられる絶縁油は、国内においては再利用されず、燃料として焼却されていました。

本センターが(株)キューヘンと九州工業大学の共同研究を支援した結果、柱上変圧器等の使用済絶縁油を新油相当の品質へリサイクルし、新品柱上変圧器等に再使用する技術を開発しました。

柱上変圧器使用済絶縁油のリサイクル処理



(2) 研究開発取組状況 (令和3 (2021) 年度)

ア 研究会

- ・ 乾留技術を利用したタイヤ部材リサイクルの事業化研究会
- ・ 未利用アカモクから化粧品・食品原材料等の製品化を目指す研究会
- ・ 木質バイオマスを母材とする成型材料の開発研究会
- ・ 廃プラスチックを添加したアスファルトの舗装材料への利用研究会
- ・ 珪砂副生成物を活用した高取焼用粘土の開発研究会
- ・ 使用済みサーメットチップによる光熱変換材料研究会
- ・ SDGs Goal2「飢餓をゼロに」に向けて

製鐵所副産物から製造する新規農業資材の活用技術開発研究

- ・ プラスチック再生材の市場・利用可能性に関する研究会

イ 共同研究プロジェクト

- ・ 廃棄キノコ抽出物による植物由来ヒト型セラミド製造プロジェクト
- ・ 濃縮バイオ液肥製造に関する事業化プロジェクト
- ・ バイオマス発電所焼却灰有効利用プロジェクト
- ・ 廃電池仕分け作業の自動化システムの開発プロジェクト

(3) レアメタルリサイクル推進事業

レアメタルとは、元々埋蔵量が少なかったり、量は多くても経済的・技術的に取り出すことが困難な 31 種類の金属の総称です。

自動車や電子電気機器等のハイテク産業には必須の素材であるため、レアメタルの安定的な確保は、我が国の産業競争力を確保する重要な課題の一つとなっています。

本県には、北九州市と大牟田市に2つのエコタウンがあり、エコタウンを中心としてリサイクル産業等の集積が進んでいることや大学等においてもレアメタル抽出等の研究実績があるなど、レアメタルリサイクルを推進する上で多くのポテンシャルがあるため、平成 20(2008)年度から事業化に向けた取組を積極的に進めてきました。

これまで、使用済電子機器からのタンタルリサイクルの事業化や使用済蛍光管からのレアアースリサイクルの事業化を実現しました。

また、レアメタル等の有用な金属の再資源化を目的として、平成 25(2013)年 4 月に小型家電リサイクル制度がスタートしたところですが、本県では、制度開始前の先行的な取組として、21(2009)年から、大牟田市、筑後市及び大木町において、ゲーム機やデジタルカメラ、携帯電話などの使用済小型家電の回収モデル事業を開始し、23(2011)年度からは全国で初

めて県域を越えて九州一円 17 自治体で、さらに、24(2012)年度には参加自治体を 30(県内は 17 自治体)に拡大し、広域回収モデル事業を実施しました。

本モデル事業においては、各自治体の実情に応じた回収方法の採用や広域的な回収など、

使用済小型家電の回収システムの構築を図ることができました。

現在、県内の多くの自治体が小型家電リサイクル法に基づき小型家電の回収を行っています。

使用済小型家電の回収方法



(4) 太陽光発電パネルリサイクル推進事業

太陽光発電については、平成 24(2012)年に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度により導入が急速に進展したことに伴い、今後、使用済みとなった太陽光パネルの排出量が加速度的に増加することが想定されます。

現在、パネルの多くが埋立処理されており、資源の有効利用の観点から、将来のパネルの排出量の増加に備え、リサイクルにつなげる仕組みが必要です。

県内には全国的にも数少ない太陽光パネルの高度な処理技術を持つリサイクル業者があり、効率的な回収システムがあれば、パネルのリサイクル推進が可能な環境にあります。

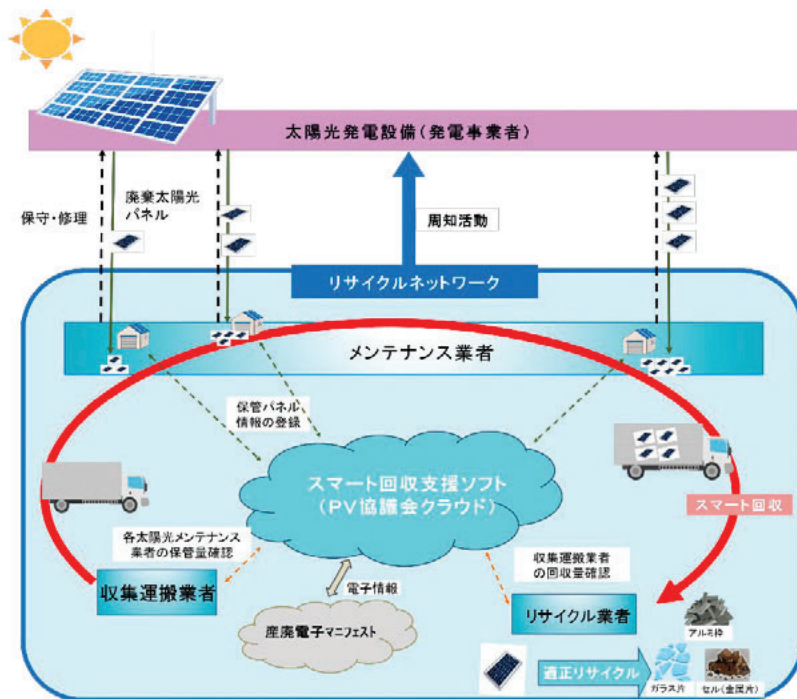
このため、本県と(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センターは、令和元(2019)年度から 2(2020)年度にかけて各所に点在する

パネルを効率的に回収するシステムの実証試験を実施しました。そのうえで、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発し、3(2021)年 7 月から運用を開始しました。

このシステムは、排出者(メンテナンス業者)、収集運搬業者、リサイクル業者等が、廃棄パネルに関する情報(保管量、保管場所、種類)をクラウド上の支援ソフトで共有し、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収、リサイクルするものです。

今後、太陽光パネルリサイクルの関係者と設置した「福岡県太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を通じて、多くの関係者にシステムの活用を促すことにより、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収し、再資源化を推進します。

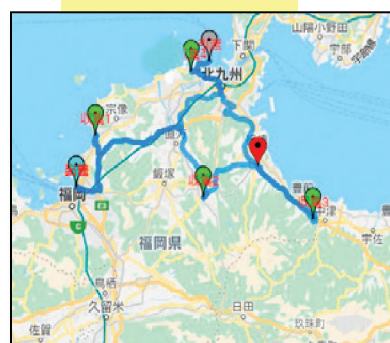
廃棄太陽光パネルスマート回収システムの概要



パネル保管情報登録

設置場所	数量(枚)		容量(kW)		付帯率(%)
	入	出	入	出	
福岡県庁舎	150	200	15	80	40.0
福岡県庁舎	100	5	1200	10	10.0
福岡県庁舎	40	150	100	1000	100.0
福岡県庁舎	5	20	250	200	3.0
福岡県庁舎					0.0
福岡県庁舎	50	200			50.0

回収ルート設定



循環型
社会

(5) 紙おむつリサイクル推進事業

高齢化社会の進行に伴い、紙おむつの使用量・排出量は増加することが予測され、紙おむつのリサイクルは大きな課題となっています。

県内リサイクル事業者は、福岡県リサイクル総合研究事業化センター等との共同研究により、使用済紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離・回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確認しました。この技術は、環境省が令和2(2020)年3月に策定した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」においてもリサイクル技術のひとつとして取り上げられています。

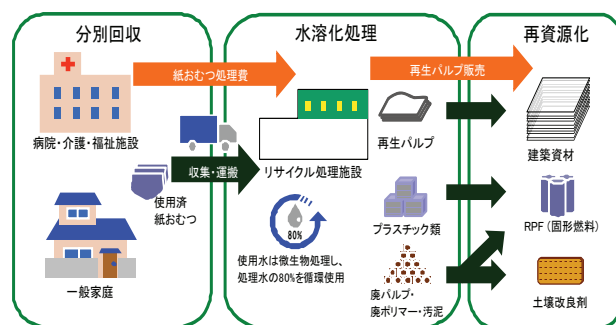
また、大木町においては、この共同研究の成果を活用して、平成23(2011)年10月に全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始されました。

平成27(2015)年度には、福岡都市圏において紙おむつのリサイクル事業化を目的とした自治体や病院、介護施設等の関係者をメンバーとする「紙おむつリサイクルシステム検討委

員会」において、排出実態調査及び広域回収実験の結果等を基に、「紙おむつリサイクルシステム(案)」を取りまとめました。

今後とも展示会への出展など情報発信に努め、紙おむつリサイクルを推進していくこととしています。

紙おむつリサイクルシステムの概要



第4節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

[廃棄物処理法]

一般廃棄物については、市町村に処理責任がありますが、本県では市町村等の関係機関と連携し、適正な処理のため各種施策を実施しています。また、災害廃棄物の処理体制の整備にも取り組んでいます。

産業廃棄物については、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、本県では、その適正処理の徹底のため、安定型最終処分場の定期掘削調査などの各種施策を実施しています。

1 一般廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

一般廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法、同法施行令及び施行規則が施行されています。

近年の改正においては、平成 27(2015)年 7 月に、災害対策を実施・強化するための法整備がなされました。

2 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 市町村の一般廃棄物処理計画と処理体制の整備

【廃棄物対策課】

市町村は、一般廃棄物の排出抑制のための方策や分別収集体制の確立及び処理施設の整備等について計画を策定し、その計画に従って廃棄物の処理を行っています。

廃棄物処理施設については、マテリアルリサイクル推進施設(容器包装の選別・保管や粗大ごみの破碎・資源回収等を行う施設)や熱回収施設(焼却施設)等を環境負荷や立地等に配慮しつつ、効率的かつ計画的に整備していくことが必要です。

(2) 広域的な視野に立った処理体制の整備(RDF^{*}発電事業の推進)

【循環型社会推進課】

私たちの日常生活などから排出されたごみ(一般廃棄物)の一部はリサイクルされていますが、大部分は焼却処理されています。

そのため、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類などの適正処理対策に加え、焼却熱の有効利用などのリサイクルにも取り組む必要があります。

このためには、市町村単独又は近隣の市町村と共同でごみを処理していただくだけでなく、より高度で広域的な視点に立ったごみ処理施設を整備していく必要があります。

本県では、小規模市町村のごみ焼却に伴うダイオキシン類対策や熱回収を図るため、平成 11(1999)年 1 月、大牟田市、電源開発(株)とともに大牟田リサイクル発電(株)を設立しました。14(2002)年 12 月から RDF(ごみ固形化燃料)発電所の運転を開始し、一般廃棄物の焼却熱を有効利用しています。現在では、熊本県内を含む 14 市町村を対象とした広域的な一般廃棄物処理を行っています。

この RDF 発電事業は、令和 4(2022)年度末に、第 3 セクターとしての事業を終了し、5(2023)年度から民間事業者として事業を継続することを関係者間で決定しましたが、引き続き関係者が協力して発電所の安定稼働に努め、広域的なごみ処理体制をしっかりと維持していきます。

(3) 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

【廃棄物対策課】

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、

^{*}RDF(Refuse Derived Fuel:ごみ固形化燃料):可燃物を破碎・選別したのち、ごみに含まれる水分を乾燥させ、添加剤として消石灰を加え、円柱形に圧縮成形(直径 10~20 mm、長さ 30~50 mm のチョーク状)したもので、輸送性・貯蔵性に優れていることから、広域的なごみ収集の手法として有効です。

実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行っています。

(4) ごみ散乱防止対策

【廃棄物対策課】

道路や河川、観光行楽地等における空き缶やペットボトル等のごみの散乱が後を絶ちません。

このため、県民への啓発を主眼とし、地区衛生組織等のボランティア団体による美化運動の推進等に努めています。

また、本県では、平成5(1993)年3月に「福岡県ごみ散乱防止条例」を制定し、県、市町村、県民、事業者及び土地の占有者が連携して、たばこの吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止することを目的とした、「環境美化の日」の設定や普及啓発を行っています。

県内では、全ての市町村において、同様の条例が制定されており、行政、住民、事業者が一体となつてごみ散乱防止対策に取り組んでいます。

(5) 一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策

【廃棄物対策課】

一般廃棄物処理施設における職員の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関する環境省の通知を受けて、市町村や関係団体へ周知を行っています。

新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ



【出典:「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料」環境省HP】

また、家庭でのごみの捨て方について、県ホームページや市町村を通じ、住民や関係業者に注意を呼びかけています。

3 海洋ごみに関する対策

(1) 海岸漂着物等対策

【廃棄物対策課】

本県の海洋ごみ(海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ)は、河川を經由した流れ込みやポイ捨て等による国内由来によるものが多数含まれています。また、海岸漂着ごみにおけるプラスチック類や発泡スチロールの割合が、個数で94%、重量で37%を占めています。

こうした海洋ごみは、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、海岸における美しい景観を損ない、漁業活動に支障を来すなど経済活動にも悪影響を与えています。

そこで、平成24(2012)年3月に「海岸漂着物対策地域計画」を策定(28(2016)年改訂)し、県内の海岸においてスポーツごみ拾い(スポGOMI大会)を実施したり、海洋ごみの発生の状況や原因に関する調査を進めるなど、海岸環境の保全についての普及啓発に取り組んでいくこととしています。

また、海洋ごみに対する理解や認識を深め、ポイ捨てをしない、ごみの分別を行うといった簡単な行動から少しずつ始めていくことなどを目的として、海洋ごみ発生抑制に係る啓発動画「どげんかしよう!海ごみ問題!」を作成しています。

「どげんかしよう!海ごみ問題!」
(視聴できます)



<https://youtu.be/DS0cINQn-gA>

(2) クリーンリバー・クリーンビーチ推進事業
 【河川管理課】
 【港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」として、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録し、活動に対する報償、活動のための需用品の支給等により、その活動を支援しています。(第3章にも記載)

4 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 産業廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の適正な処理体制の整備や不適正処理を防止するため、廃棄物処理法において、国における基本方針や都道府県における廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止等が定められています。

また、近年の改正においては、平成 30(2018)年 4 月、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に指定されている 32 品目のうち、廃棄物ではなく、かつ再使用されないものが有害使用済機器として定められ、当該機器の保管又は処分を行おうとする場合は届出が必要となりました。

有害使用済機器の保管等届出状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

届出の種類	届出件数				
	県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
保管のみ	6	10	1	0	17
保管及び処分 (再生を含む)	0	3	2	0	5
計	6	13	3	0	22

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可状況

【廃棄物対策課】

事業者の設置する最終処分場(埋立場)及び一定規模以上の中間処理施設については、許可を要することとなっています。

(3) 産業廃棄物処理業の許可状況

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)の許可が必要であり、通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物について、それぞれ収集運搬業及び処分業の許可が必要です。

ただし、収集運搬(積替え、保管を含まない。)については、平成 23(2011)年 4 月から許可の合理化が行われ、原則として知事の許可のみで県内全域の収集運搬業が可能となっています。

産業廃棄物処理施設設置状況

令和4年3月31日現在

施設の種類		許可件数				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
汚泥	脱水施設	45	30	10	13	98
	乾燥施設	3	4	1	0	8
	焼却施設	4	18	0	1	23
廃油	油水分離施設	5	9	0	1	15
	焼却施設	5	17	1	1	24
廃酸・廃アルカリの中和施設		0	6	0	0	6
廃プラスチック類	破碎施設	25	58	4	4	91
	焼却施設	9	21	1	2	33
木くず・がれき類の破碎施設		172	137	21	90	420
有害物質を含む汚泥の コンクリート固型化施設		0	1	0	0	1
水銀等を含む汚泥のばい焼施設		0	1	0	0	1
廃水銀等の硫化施設		0	0	0	0	0
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		1	9	0	0	10
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の 溶融施設		0	1	0	0	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		7	18	1	1	27
P C B	焼却施設	0	0	0	0	0
	分解施設	0	3	0	0	3
	洗浄・分離施設	0	1	0	0	1
最終処分場	遮断型	1	0	0	0	1
	安定型	22	4	3	1	30
	管理型	12	5	1	0	18
計		311	343	43	114	811

循環型
社会

産業廃棄物処理業許可状況

令和4年3月31日現在

業の種類			許可区域				
			県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
産業廃棄物	収集運搬業		5,887	208	38	9	6,142
	処分業	中間処理	385	152	65	53	655
		最終処分	13	5	4	1	23
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		669	56	4	7	736
	処分業	中間処理	12	24	2	2	40
		最終処分	1	0	0	0	1
合計			6,967	445	113	72	7,597

(4) 産業廃棄物処理の監視指導

【監視指導課、廃棄物対策課】

産業廃棄物は、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、また、循環型社会の形成に向けて、一層の廃棄物の排出抑

制や減量化・資源化の促進が求められています。

本県は、排出事業者及び処理業者に対して適正処理を指導しています。

ア 法令の周知徹底

【監視指導課】

廃棄物処理法や条例の周知を図るため、本県では次の施策を実施しています。

産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的として産業廃棄物処理業者に対する講習会を実施しています。(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため県ホームページに資料を掲載することにより実施)

講習会開催状況

区分	処理業者講習会		排出事業者講習会	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
令和元	3	1,794	7	669
令和2	1	-*	4	77*
令和3	1	-*	3	60*

※令和2年度及び3年度の受講者数は、県主催分(上記のうち処理業者講習会各1回、排出事業者講習会各2回)についてはホームページ掲載より行ったため計上していません。

また、排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理の徹底を図ることを目的として、排出事業者に対する講習会を実施するとともに、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣しています。(令和3年度の県主催の講習会については県ホームページに資料を掲載することにより実施)

さらに、県民向けの啓発活動として、例年、福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会*と合同で、福岡市天神など県内の複数か所で「不法投棄撲滅キャンペーン」を実施しています。(令和3年度は中止)

イ 監視指導

【監視指導課】

不法投棄をはじめ産業廃棄物の不適正処理が依然として発生していることから、処理業者等に対する不信任や生活環境保全上の支障に対する不安の声が県民から寄せられています。

そのため、本県では、排出事業者、処理業者に対して監視指導を行い、適正処理の徹底を図っています。

令和3(2021)年度における監視指導は、次のとおりです。

本県における不法投棄等不適正処理の状況

	H29	H30	R1	R2	R3
発生量(ト)	250	0	0	40	2,750
発生件数	2	0	0	2	1
改善状況	改善中	—	—	改善中	改善中

(1件当たり10トン以上のもの。保健所設置市分を除く)

(ア) 排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、さらには排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備、処理施設の適正管理を指導しました。

(イ) 処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、全ての処理業者を対象として立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理処分に関する基準の遵守、処理施設の適正管理を指導しました。

(ウ) 立入検査と行政処分

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、産業廃棄物処理業者や事業場の廃棄物処理施設等への立入検査を令和3(2021)年度は4,671件実施しています。

また、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行います。

(I) 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

産業廃棄物の処理の適正化を図るため、平成25(2013)年11月に「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」を制定しました。

県外から搬入される産業廃棄物の種類、数量等を事前に把握することにより、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。

※福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会：県、環境省、県警、第七管区海上保安本部、北九州市、福岡市、久留米市及び(公社)福岡県産業資源循環協会で構成する協議会(令和4年3月31日時点)。不法処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ適正な対応を目的としています。

(オ) 産業廃棄物運搬車両検問

警察と連携し、産業廃棄物運搬車両検問を実施しています。

実際に産業廃棄物を運搬している車両を停車させて、積載している産業廃棄物の量や性状を確認し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)[※]との照合を実施しています。

令和3(2021)年度は県内12か所で実施し、管理票の不交付や記載漏れ、許可証の写しの不携帯などについて、排出事業者及び処理業者に対して適正に運用するよう指導しました。

ウ 監視指導の強化

【監視指導課】

産業廃棄物の不適正処理事案の未然防止、早期解決を目的として、次のような取組により、監視指導を強化しています。

(ア) 警察官等の配置

現職の警察官2名を監視指導課に配置するとともに、警察官OBを専門員として監視指導課及び各保健福祉環境事務所に計20名配置するなど、監視指導体制の強化を図っています。

(イ) 安定型最終処分場の掘削調査

平成25(2013)年度から、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期対応を図るため、県内の安定型最終処分場に対する掘削調査を実施しています。

令和3(2021)年度においては、4処分場の掘削調査を実施し、必要な指導を行うとともに、その調査結果を県ホームページで公表しました。

(ウ) 立入検査の強化

効果的・効率的な監視指導を行うため、平成28(2016)年度から、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムを運用しています。

平成30(2018)年度からは、立入検査の効率化・強化を図るため、赤外線カメラ搭載ドローンを導入し、廃棄物の量や表面温度を正確かつ迅速に把握して、過剰保管への早期対応や火災の未然防止に努めています。

令和元(2019)年度からは、的確かつ速やかな行政指導、排出事業者責任の早期追及、積極的かつ厳正な行政処分を行うことを目的として、産業廃棄物処分業者に対して、廃棄物対策課、監視指導課、担当保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施するとともに、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

令和3(2021)年度においては、43業者を対象に合同立入検査を行い、違反が認められた業者に適正処理を指導しました。

令和2(2020)年度からは、監視指導業務にウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラを導入し、不適正処理に対して迅速・的確に対応する体制を構築しています。

エ 不適正処理現場の是正

【監視指導課】

廃棄物処理法に基づく措置命令、改善命令及び行政指導を行っているものの課題の解消に長期間を要している事案について、将来に向けた生活環境保全上の支障がないよう、周辺環境のモニタリングや各種調査による現状の詳細な把握、専門家会議での対応方針の検討、地元自治体や住民との協議・調整等、必要な対策を迅速かつ重点的に実施し、課題解消に取り組んでいます。

オ 適正な産業廃棄物処理施設確保の推進

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保とともに、周辺(又は近隣)住民の理解を得ることが極めて重要です。

このため、設置者と住民との意見の調整を図るための手続を定めた「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定し、その適正な運用を図り、産業廃棄物処理施設の確保に努めています。

令和3(2021)年度は、この条例に基づき、6件の事業計画が提出され、手続を進めています。

※産業廃棄物管理票(マニフェスト):排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者へ交付する書類。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認し、もって適正処理を確保するためのもの。

しかし、産業廃棄物処理施設に対する不安感等を背景に、周辺地域の住民と事業者との意見調整に時間を要している事例もあります。

また、現状では県内の最終処分場については残余容量に余裕があり、今後は、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討を行っていきます。

力 優良産業廃棄物処理業者認定制度の優良基準適合認定

【廃棄物対策課】

廃棄物処理法において、優良産廃処理業者認定制度が規定されています。

優良産廃処理業者認定制度は、法人の許可情報、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表する等、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェスト、⑤財務体質の健全性、⑥5年以上継続して本県の産業廃棄物処理業者等の許可を受けていること)への適合性を福岡県知事が認定した場合には、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等のメリットが付与されます。

5 廃棄物の不適正処理の防止

【監視指導課】

廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6(1994)年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内9地域に県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会※を設置しています。

この地域連絡協議会を中心として、不法投棄

監視体制の整備を進めています。また、6保健福祉環境事務所管内においては、40の市町村で不法処理防止推進員制度※が整備されています。

不適正処理現場の状況 (改善指導前)



不適正処理現場の状況 (改善指導後)



加えて、平成28(2016)年度から、カメラのGPS機能を活用して、本県が把握した不法投棄場所を不法投棄物の種類や量等の関連情報とともに電子地図上にマッピングするシステムを整備・運用し、市町村等と情報を共有しているほか、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを設置し、不法投棄等の早期発見、早期対応、未然防止を図っています。

その他の監視指導活動

- ・巡回監視パトロール
各保健福祉環境事務所職員等による不法投棄の防止及び早期発見のための巡回監視
- ・スカイパトロール
県警所有のヘリコプター等による空からの不適正処理等監視
- ・平日夜間、休日昼間における監視パトロール

※地域連絡協議会：保健福祉環境事務所環境(指導)課を中心に管内の警察署、市町村、農林・県土整備事務所等で構成し、不法投棄対策等を協議する協議会。

※不法処理防止推進員制度：不法投棄等の疑いがある情報を地域住民(ボランティア等)から収集する制度

6 災害廃棄物の適正処理

【廃棄物対策課】

大規模な地震や水害等の災害時には、大量の災害廃棄物が発生します。このため、「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理について、平成29(2017)年2月に県内廃棄物関係事業者団体と協定を締結するとともに、同年11月には九州・山口各県との間で相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しました。さらに県では、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援や、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

令和2年7月豪雨においては、被災自治体における災害廃棄物の処理について、県内の市町村や関係団体に対して支援要請をし、広域処理の調整を行いました。さらに、熊本県からの要請を受け広域処理の調整を行うなど、県外の被災自治体の支援も行いました。

令和3年8月の大雨では、市町村との緊密な連携のもと、災害廃棄物や仮置場の設置などの状況把握に努めるとともに、必要に応じ被災自治体に対する助言を行いました。